

平成18年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 (第4号)

平成18年3月7日(火曜日) 午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

追加日程第 1 議案上程

追加日程第 2 提案理由の説明

追加日程第 3 議案の補足説明

追加日程第 4 議案質疑

追加日程第 5 常任委員会議案付託

出席議員(26名)

1 番	伊 藤 保	2 番	島 田 和 雄
3 番	平 野 忠 作	4 番	伊 藤 房 代
5 番	林 七 巳	6 番	向 後 悦 世
7 番	景 山 岩三郎	8 番	滑 川 公 英
9 番	嶋 田 哲 純	10 番	柴 田 徹 也
11 番	木 内 欽 市	12 番	佐久間 茂 樹
13 番	日 下 昭 治	14 番	平 野 浩
15 番	林 俊 介	16 番	明 智 忠 直
17 番	林 一 雄	18 番	高 木 武 雄
19 番	嶋 田 茂 樹	20 番	向 後 和 夫
21 番	高 橋 利 彦	22 番	林 正一郎
23 番	鈴 木 正 道	24 番	神 子 功
25 番	伊 藤 鐵	26 番	林 一 哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	伊 藤 忠 良	助 役	重 田 雅 行
教 育 長	米 本 弥榮子	病 院 事 業 者 管 理 者	村 上 信 乃
病院事務部長	今 井 和 夫	総 務 課 長	増 田 雅 男
新 市 行 政 推 進 室 長	加 瀬 博 夫	秘 書 広 報 課 長	平 野 哲 也
企 画 課 長	加 瀬 正 彦	財 政 課 長	高 埜 英 俊
税 務 課 長	江 崎 純 敏	市 民 課 長	小 長 谷 博
環 境 課 長	堀 川 茂 博	保 険 年 金 課 長	増 田 富 雄
健康管理課長	浪 川 敏 夫	社 会 福 祉 課 長	林 久 男
高 齢 者 福 祉 課 長	横 山 秀 喜	商 工 観 光 課 長	小 田 雄 治
農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫	建 設 課 長	米 本 壽 一
都市整備課長	島 田 和 幸	下 水 道 課 長	山 崎 健 次
会 計 課 長	遠 藤 純 夫	消 防 長	佐 藤 眞 一
水 道 課 長	宮 本 英 一	庶 務 課 長	在 田 豊
学校教育課長	多 田 清 司	生 涯 学 習 課 長	神 原 房 雄
監 査 委 員 事 務 局 長	花 香 寛 源	農 業 委 員 会 事 務 局 長	野 口 徳 和
飯岡荘支配人	野 口 國 男	病 院 経 理 課 長	鎬 木 友 孝

事務局職員出席者

事 務 局 長	来 栖 昭 一	事 務 局 次 長	堀 江 通 洋
主 査	穴 澤 昭 和	主 任 主 事	石 毛 勝 子
主 任 主 事	飯 田 裕 紀 子	主 任 主 事	飯 笹 浩 一

開議 午前10時 0分

○議長（鈴木正道） おはようございます。

ただいまの出席議員は26名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（鈴木正道） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 伊 藤 房 代

○議長（鈴木正道） 通告順により、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（4番 伊藤房代 登壇）

○4番（伊藤房代） おはようございます。

平成18年3月定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

私は、1点目、子育て支援について、食育推進プランの充実を入れ質問をいたします。2点目、防災について、アスベスト問題について質問します。

1点目、子育て支援について。

出産一時金について質問します。

旭市としまして出産育児一時金として現行では30万円で、10月より35万円支給と聞いておりますが、現在出産費は45万円から50万円だと聞いております。少子化、少子化と叫んでおりますが、安心して子どもを産むためにも、退院する時に立て替え払いをしないでも出産一時金を支給できるような制度を設けることはできないのでしょうか。

国民健康保険、社会保険にかかわらず、現在の退院にかかる費用は45万円から50万円だということですので、50万円を支給というのはできないのでしょうか。

次に、児童手当について質問します。

現在児童手当は小学校3年生までとなっておりますが、今年の4月から小学校6年生までに年齢が引き上げられると聞いております。しかし第1子月額5,000円、第2子5,000円、第3子1万円となっております。しかし、子育て費用は予想をはるかに超え、大学を出すまでに1,000万円はかかるという時代です。外国では、国公立の費用は大学まで無料となっております。

我が旭市でも、未来を担う子どもたちが安心して大学まで行けるよう応援し、まず中学3年まで児童手当を引き上げることはできないのでしょうか。

次に、食育推進プランの充実について質問します。

近年健全な食生活が失われつつあり、我が国の食をめぐる現状は危機的な状況にあると思います。このため、増加する生活習慣病や子どもの朝食を食べないで学校に来ることがあるという児童、そのデータは千葉県のアンケート調査の結果、小学生12.2%、中学生21.8%、高校生31.6%となっています。また、高齢者の健全な食生活を推進するためにも国民運動として食育に取り組み、豊かな人間性をはぐくむことができる社会の実現を目指すために質問をします。

①健全な食生活ということについて、現在、栄養教諭制度を設けるということですが、旭市ではどのような考えがあるのでしょうか。

②学校給食だけでは、食生活の改善はできないと考えます。保護者並びに地域全体で考える時ではないでしょうか。そのためには現在肥満児が増えて小児の成人病が増加していると聞いています。旭市としても小児成人病検診というのを実施してはどうでしょうか。

③地域に根差した食育ということで、地場産業である食肉、魚、米、野菜、果物等地元で収穫できるものを学校給食に取り入れ、子どもたちにも地場産業への関心を高め、理解とふるさとを愛する心を育てていく運動を推進してはどうでしょうか。

2点目、防災について質問します。

近年地球上における異常事態が発生しております。その中で一番近くで起こったことは、フィリピン（レイテ）島で起こった大規模地滑りで壊滅したギンサウゴン地区、懸命の捜索活動が続いたが、児童246人が土砂にのみ込まれた同地区の小学校付近は死の河原となり、357世帯、1,857人が生活していた小村は土砂の下に埋もれ、痕跡すら残っていない、荒れ果てた採石場のようだ。一日も早く救援の手が届くように、また救援できるよう願っています。

原因は、降り続く大雨による地盤が緩んだこと、そこへ地震が起これば、土砂災害が起こっ

たことで1地区全体が土砂に埋まったことでした。

予報としては、今年は冷夏、大雨が降り続くと聞いており、他人事とは思えない現状です。その対策として、災害予知ができるように注意を払っていきたいと考えます。

その上で、旭市として津波、高潮対策、土砂災害対策、河川の水害対策のハザードマップはどの程度進んでいるのでしょうか。

また、災害予知はどこと連絡をとっているのでしょうか、質問します。

次に、アスベスト問題について質問します。

アスベストの大量使用から30年たった2000年代に入って、中皮腫などの死者数が多様な業種で急増していることが明らかになっており、1970年代以降の累計死者数371人、企業へ公表した死者数も計460人を超えたとあります。

まず、国として学校施設のアスベスト使用実態を昨年7月下旬から再調査すると明らかにされていますが、旭市として、また教育委員会が調査依頼をしてその結果を公表し、必要があればその対策を講じることを考えているのでしょうか、質問します。

以上で私の質問を終わります。

○議長（鈴木正道） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 伊藤房代議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、政策的な加算を要求された面、その辺を私の方から答弁をいたしたいと思います。

出産一時金の拡充という問題、そして退院時に立て替え払いをしないで、出産育児一時金を支給できるような制度を設けることができないかということでございますけれども、本市では出生届をしたときに国保の被保険者の方には、国保の窓口で出産育児一時金を即日支給させていただいております。

この制度でありますけれども、その出生届を出していただいた時にその確認をさせていただいて支給をするのが私は一番いいと考えております。そういった意味で現行の方式でいきなりたいと思いますから、できるだけ早く出生届を出していただければ即日お支払いをさせていただきますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

それから、出産育児金は今度制度改正で、10月から議員ご指摘のように35万円支給という形になるようでございますけれども、当然そうなれば旭市でも35万円の支給をさせていただきます。50万円支給できないかというお話でございまして、ちなみに現在の出産費用がどの

ぐらいかかるのかなということで、中央病院に問い合わせをさせていただきました。現在、中央病院で平均で35万円から40万円くらいというのが平均だそうでございますから、そんな意味ではこの金額でできればご容赦をいただきたい、そのようにお願いをいたしたいと思います。

それから次に、児童手当の問題でありますけれども、確かに今の少子化に歯止めをかけるというのが行政にとっても非常に大きな問題であります。少子・高齢化、高齢者の皆さん方には老後を安心して健康で過ごしていただけるような対策、そして若いご夫婦の皆さん方には安心してたくさん子どもをもうけていただけるような支援策というのは、もう本当に大事だろうと思うわけでございますけれども、それでは現行、現在小学校3年修了までこの児童手当を支給しているわけでございますけれども、これが今度は6年生までに、もう議員からご指摘があったように拡大がされます。所得の制限の方も現在の780万円から860万円に引き上げがされます。確かに支給額につきましては第1子、第2子が5,000円、第3子が1万円ということで、これで6年生までということになりますと、現在は3年生までで4,837人が対象者であるのが、6,481人、1,644人増えることになります。今回の議会に上程をさせてあります予算の中では、4億1,600万5,000円というのをこれに見込んであるわけございまして、1,644人、中学3年生まで引き上げるということになりますと約1億円、これにプラスをされるということになってまいります。

現在の児童手当は、これまでですと国が3分の2、県と市が6分の1ずつ持っていた制度が改正になりまして、国が3分の1、県・市も3分の1という形になってまいりました。そんな意味で、今の財政状況の中から、これ以上市独自でというのは少し無理があるんじゃないのかと思います。そういったことで現行の形の中、法令どおりにいきたい、そのように考えておりますので、ご理解をお願いいたしたいと思います。

その他の面では、できるだけ支援策を頑張ってお考えしていきますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

私の方からは以上です。

○議長（鈴木正道） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） それでは、伊藤議員からご質問の栄養教諭制度の創設につきましてお答えをしたいと思います。

今年度までは、県内におきまして栄養教諭の配置はございませんでした。来年度から県内の方でも若干名の配置があるというふう聞いております。ただ、本地区への配置はちょっ

と見込めないんじゃないかなというふうに予想しております。

しかし、旭市の小・中学校では総合的な学習の時間とかあるいは社会科、または生活科、そして家庭科、そして学級活動の授業の中で、学校栄養士と担任でチームティーチングを組んで食に関する指導の方を十分行っているというふうに思っております。

ですから、今後栄養教諭が配置されない場合でも、学校栄養士と連携しながら、食育の充実に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、私の方から津波、高潮等のハザードマップの件についてお答えいたします。

初めに、津波、高潮ハザードマップについてですが、現在県において関係市町村の津波浸水予測等の基礎データを策定中であります。18年度早々には関係市町村へそのデータが配布される予定であります。

関係市町村は、そのデータを基に避難経路等の防災情報を書き込んだ津波・高潮ハザードマップを作成することになります。県の基礎データの配布時期にもよりますが、旭市としては18年度中の作成を予定しております。

また、作成にあたっては、地域住民の方々のご意見等も十分に取り入れ、作成してまいりたいと考えております。

次に、土砂対策についてでございますが、この件についてもやはり県において各市町村の土砂災害ハザードマップの作成に向けた急傾斜地の基礎調査を実施しております。ご存じのように、旧3町のすべてが急傾斜地やがけ崩れの危険箇所を抱えております。県の旭市のこの調査は18、19年度の2か年かかる予定ですので、この調査終了後に作成したいと考えております。

次に、河川の水害対策についてですが、これについては洪水ハザードマップの作成は、県の指定を受けた河川を要する市町村について義務づけられております。

旭市においては、2級河川の新川があるわけですが、今までに大きなはんらんや被害等も出ていないことなどから、県の指定もない状況でございますので、洪水ハザードマップの作成については現在のところ考えておりません。

ただ、今後の県の方針等により、その状況を見きわめながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木正道） 消防長。

○消防長（佐藤眞一） それでは、私の方から災害予知の関係につきましてお答えを申し上げます。

災害には、発生が予知、予想することができる災害と予知することが全くできない災害があると思います。

台風に起因する災害につきましては、台風の規模、進路等が現在ではかなり正確にとらえることができますので、台風の進路に直面する地域では、事前にその災害発生のおそれを予知、予想することができます。そして、情報の伝達あるいは住民への周知や発生に備えての対応策を講ずることが可能であります。

しかし、地震のような災害につきましては、現在では予知について非常に難しい問題ではないかと考えます。実際地震発生メカニズムも、現在ではかなり詳細に解明されてはおりますけれども、国内外の地震学者等にとっても地震発生の予知についてはかなり必死に研究されているようでありまして、現在その成果というものは目に見えておりません。

予知研究には地震学的あるいは地質学的、そして気象学的あるいは動物行動学的、このようにいろいろな方法で実際には研究が進められているようでありまして、しかし、どれをとっても非常に現在では困難であるところが実情であります。

次に、台風などの災害情報については、今現在私ども消防本部の指令課としましては、気象庁の発表いたします気象情報及び県の地震防災課からの情報を収集して対応策を講じておりますが、実際にはテレビあるいはラジオ等の方が情報の把握が早いことが多いんです。現実、県あるいは気象庁から情報が発信されてきますけれども、その前にやはりテレビなどでも現に放送、放映されているのが多いんです。これが情報把握の現在の実態であります。

そして次に、地震に対しては、いつどの程度の規模のものが発生するか、現段階では予知不可能でありますので、やはり予知ができないからといって対応策をとらないわけにはまいりません。それなりにかえって十分な対応策をとっておく必要があるんです。これは発災に対してです。やはりこれとしましては、自治体としては常に危機感を持って、危機管理の徹底を図って、いざ発災時には被害を最小限にとどめるべく、ふだんから諸計画の整備、それから必要な資機材の準備、必要な活動要員の確保、さらには訓練の実施等を図って、ふだんからまだ予知のできないものでありますから、本当に危機感を持って、発災に対する対応策を講じる必要があると思います。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 庶務課長。

○庶務課長（在田 豊） それでは、学校施設のアスベスト調査の状況と対策につきましてお答えをさせていただきます。

市内の小学校15校、中学校5校につきましては、全施設で設計図書による建築建材の確認及び目視調査を実施し、アスベストの含有が疑わしい建材、仕上げ材、それらにつきまして32か所でサンプルを採取いたしまして、顕微鏡及びエックス線による分析調査を実施いたしております。

その結果、小学校につきましては6校10か所、中学校では1校4か所で仕上げ材としてアスベストの含有が確認されているところでございます。

このうち利用頻度の高い箇所につきましては、既に空气中濃度調査を実施いたしまして、これらの結果、現状で空气中にアスベストが飛散をしている箇所はございませんでした。このような状況の中で、吹き付け部分の剥離が危惧される箇所や利用頻度の高い箇所などにつきましては、当面の応急対策といたしましてベニヤ等による囲い込み対策を実施しております。

なお、アスベスト含有が確認された箇所につきましては、今後改築や改修が予定されている建物につきましては改築、改修時に、その他の建物につきましてはそれぞれの状況を勘案いたしまして、逐次撤去する方向で検討をいたしているところでございます。

また、アスベストに関する情報の公表でございますけれども、他の公共施設の調査がすべて終了いたしました後に、広報あさひ等によりまして周知を図ってまいりたいと、そういうふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） 答弁の方、前後して申し訳ございませんでした。

2番目の小児成人病検診についてでございますけれども、市内のほとんどの学校で以前から実施しております。その結果、児童・生徒の実態等も把握できまして、指導のためのデータ等もほぼ整っております。

そして、養護教諭を中心とした研究では、平成14年から「食に関する実態調査」を行いつつ、各家庭とともに生活習慣病予防の意識をともに持ちながら、家庭と連携しまして児童・生徒の食習慣の改善に努めているところでございます。

また、先ほどお答えしました学校栄養士と養護教諭及び担任で保健の時間を活用しまして「生活習慣病を予防しよう」といったテーマで授業研究もされております。

さらに、今後も各学校やまた健康管理課とも交えて相互に相談しながら、生活習慣病予防の指導を実施するとともに、肥満傾向等のある児童・生徒に対しては個別指導を行いたいというふうに考えております。

それから、地域に根差した学校給食についてでございますが、学校給食の食材としましては、既に地元産の農産物をできる限り使用しているところでございます。中でもお米や野菜ではミニトマトやマッシュルーム、果物ではイチゴやナシはすべて地元産でございます。そして地産地消に努めています。

また、食育としまして、給食の内容を理解してもらうために、献立予定表を児童・生徒を通じまして各家庭に配布しまして、学校栄養士が場合によっては各学校に出向きまして給食の時間を利用して児童・生徒への指導に努めております。

今後とも各学校と協議をしながら、さらなる充実に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） ご答弁をいただきありがとうございます。

1点だけ、出産一時金につきましても、退院時に立て替え払いをしないでも済むよう要望し、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（鈴木正道） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 保

○議長（鈴木正道） 続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

（1番 伊藤 保 登壇）

○1番（伊藤 保） 議席番号1番の伊藤保です。3月の定例議会に初めて質問する機会を与えてくださり、大変にありがとうございます。早々質問に移りたいと思います。

現在日本の人口は少子・高齢化が進み人口の減少化に転じました。10年、20年後の未来を考えてみたとき、さまざまな分野で大変深刻な影響を及ぼすことを危惧しているところでございます。市政にも影響があると思いますので、少子化対策について質問をいたします。

現在の旭市の出生率は全国または千葉県で何番目ぐらいにあるのか、お伺いいたします。

少子化対策について子育て支援などさまざまな国や県の対策があります。また、ほかの地方自治体も国・県の政策のほか独自の政策を行っておりますが、旭市では独自の政策としてどのようなものを実施しているのか。また、今後どのような対策を考えているのでしょうか、お尋ねいたします。具体的に教えていただきたいと思います。

この問題に関連して、子育て支援の一環として放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育、今は放課後児童クラブといっているそうですけれども、ありますが、あと5校ほど空き教室が無い、または指導員が足りない等の問題でできないとのことでありました。この4月から、子どもが小学校に入学してから、保護者は仕事ができなくなってしまうおそれがあるわけでございます。安心して働ける環境ではなくなってしまうので、この対策をしっかりとやっていただきたいと思います。この5校については事前調査を行っていたのでしょうか、またはアンケートをとっていたのでしょうか、お伺いしたいと思います。

次に、学校及び登下校の安全対策について質問をいたします。

最近学校内、または登下校時の学童が巻き込まれる痛ましい事件が頻繁に報道されております。父兄の方々からも不安の声が多くありますが、小・中学校及び保育園は現在どのような防犯対策を行っているのでしょうか。また、登下校時の学童の安全にどのような対策をしているのでしょうか。今後新しい対策がありましたら教えていただきたいと思います。

現在、国や地方自治体が、防犯などの専門家に指導を受けたボランティアで行うスクールガードの実施が始まっております。旭市はスクールガードの創設を考えているのか、お聞きいたします。

少子化問題、また学校内、登下校の安全は市民の皆さんが意識を持って取り組み、行政と一体となって取り組んでいかなければならないと考えております。この問題をしっかりと取り組んでいくには、行政はこういうふうにしてやるから皆さんもしっかりと協力をしていただきたいというようなメッセージを与えていただきたいと思います。

質問は以上です。

○議長（鈴木正道） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） それでは、伊藤保議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、少子化対策でございますけれども、先ほどの伊藤房代議員にもお答えをさせていた

できました。本当に大勢の子どもさんをつくっていただいて、そしてこの旭市が子どもたちの声で大いににぎわっていただけるというのが私の一つの夢でありまして、そういった意味ではできるだけ支援策をとっていきたい、そのように考えているところでございます。

そして、国の政策のほかに市独自の政策はあるのかという点でございますけれども、まず市独自の支援策といたしまして、一つには出産祝い金等の支給事業がございます。これは第3子以上を出産して養育する父母に出産祝い金を支給するものでございまして、出産時に10万円、それと小学校の入学時に5万円を支給させていただいております。

それから、給食費の減免措置を設けております。これも3人以上の児童の場合でございますけれども、3人目の児童・生徒については減免率が50%、4人目以上は90%を減免させていただいております。

それから、病気の回復時期の児童を預かる病後児の保育等も行っております。さらには今年度からといいますより、平成18年度から予定をしております事業に集いの広場の開設、これは議案質疑の中でもお答えをさせていただきましたけれども、非常に今こういった核家族の中で子育てに悩んでいるお母さん方が多いというようなことから、この集いの広場を開設していただいて、お母さん同士が話をできたり、またそこに専門の相談員を派遣させていただいて、相談員がそういったお母さん方の悩みに相談に乗っていただく、そういった事業を今年度から開設させていただきます。

それから、小学校の学童保育もその一環でございまして、これに関しては新たに5校に対する質問も出ているようですから、担当の方からお答えをさせていただきたいと思います。

それから、2月16日に要保護児童対策地域協議会を立ち上げました。このことはこんな経済的に豊かな時代になっても、非常に幼児に対する虐待が多いというようなことから、これをみんなで解決策を図っていこうということで、恐らくこの周辺では一番最初の立ち上げだろうと思います。この協議会を立ち上げまして、専門の児童相談所等の指導もいただきながら、みんなで地域ぐるみに、こういった児童虐待をなくするという形で取り組んでいきたい、そのように考えております。

それから、担当課の方からお答えをさせていただきますけれども、学校の登下校時の安全対策、これも幅広く市民の皆さん方をお願いをして、今大勢の皆さん方がそういった形で活動をしていております。ちなみに例を申し上げますと、区長会の皆さん方等が取り組んでおりますのが、エンジョイパトロールというパトロール隊を設けて、子どもたちの安全のために活動をしてきているんですけれども、既に参加してくれている皆さん方も600名を超

えております。

それから、学校によりましてはPTA等が中心となりまして、子どもたちの下校時、登下校時に子どもたちと一緒に歩いていただいて気を配っていただく、そんな形もとっていただいておりますので、これからもひとつ議員の皆さん方にもいろいろお知恵をおかりさせていただいて、警察と一体となって1件の事故も起きないような配慮をしていきたい、そのように思いますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○議長（鈴木正道） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（林 久男） それでは、少子化対策について。

旭市は、全国平均と比べて千葉県で何番目かというご質問でございますので、お答えいたします。

少子化、1人の女性が生涯に産む子どもの平均数で表されております合計特殊出生率に基づいてお答えいたします。

全国平均といいますと1.29人、1人の女性が生涯に産む子どもの平均数は1.29人でございます。その中で千葉県といいますと1.22人ございまして、これは47都道府県のうち40番目と低いところに位置しております。

それで、全国の中で旭市が何番というのはちょっと把握しておりませんが、千葉県では何番目かということでお答えさせていただきます。

新旭市としての数値というのはまだございません。16年度末の旧市町で説明をさせていただきます。旧旭市でございますと1.41人、これは県下では上位から3番目になります。旧海上町が1.49人、これは県下1位でございます。旧飯岡町が1.17人、これは24位でございます。干潟町が1.24人となっております県下15番目でございます。

それから、登下校時の保育所の安全対策ということでございますが、保育所につきましては保護者が送迎しておりますので、特別な対策はとっておりません。

保育園の防犯対策ということでございますが、保育所は不審者や事故などの緊急時に対応するため、警察、消防署に直接通報できる緊急通報装置を現在13か所の保育所に設置しております。残りの2施設については、これから早急に設置したいと思っております。

それから、不審者が入らないような防御といたしまして、すべての保育所にはフェンス、門扉等を設置して侵入者が無いようにしております。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） 学校教育課の方から、学童保育につきまして答弁したいと思います。

学童保育につきましては、現在市内15小学校中7校で開設しておりまして、来年度琴田小学校、嚶鳴小学校、中和小学校区で開設をするように準備の方を進めているところでございます。

先ほど質問の中で、5校の学校にアンケートをとったかということですが、来年開設の琴田、嚶鳴、中和の方と現在開設しているところにアンケートをとったということでございます。

また、今後ともアンケート調査等によりまして保護者のニーズを把握しながら、開設校を拡大していく予定でございます。よろしくお願いいたします。

それから、小・中学校の防犯対策として行っていることは何かというご質問にお答えをいたします。

学校教育課としましては、緊急通報装置を全小学校に設置することを目標に整備を進めているところでございます。また、旭警察署と協力しまして、各学校が危機管理マニュアルに基づきまして、不審者侵入を想定した訓練を定期的の実施しております。

次に、登下校の安全対策について行っていること、またこれから対策を考えているかというご質問でございますが、現在次に述べる5点の登下校の安全対策を実施しております。

1点目としまして、子ども110番の家の看板を新規に作成しました。新たに150軒追加をしまして、合計650軒で子どもたちの登下校を見守ってもらうようお願いしてございます。

2点目としまして、市内全小学校1年生から4年生までの児童に防犯ブザーを配布できるよう準備を進めております。そして登下校の不審者対策に努めております。

3点目としまして、各学校に安全マップの作成を依頼し、児童・生徒に危険箇所を周知させるとともに、定期的にパトロールを行うよう指導しております。

4点目としまして、各学校は不審者対応訓練等の防犯教育を旭警察署の協力及び指導のもとに実施しております。

5点目としまして、ボランティアグループが中心となって、登下校の小学生を見守る活動を行っていただいております。

次に、スクールガードの創設は考えているかというご質問でございますが、学校の安全体制を高めるには、スクールガードがぜひ必要であるというふうに考えております。

既に幾つかのボランティアグループが中心となって、登下校の小学生を見守る活動を行っていただいております。さらに、今後県の支援を受けながら、来年度よりスクールガード創設に向けてスクールガードリーダー候補者などを含めて現在準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木正道） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） 大変よく分かりました。

それで、1点質問をさせていただきたいのですが、この5校のうちのまだ実施されていない学童保育のところにはとっていないということだったと思いますけれども、それはどういうことでとらなかったのか、説明をしていただきたいと思います。

○議長（鈴木正道） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） それにつきましては、順次こちらの方で開設校をある程度予想しまして、準備でき次第若干とるということで進めていきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木正道） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） これは住民の方々の要望があるということで、私はこの質問をさせていただきました。これはやはり設置条項があると思いますけれども、ぜひ全体的に行っていただいて、なぜできないのかということを住民の皆さんに説明をしてあげないと、納得はしていただけないのかなと、こういうふうに思いますのでぜひその辺のところは公平にやっていただいております。

以上で質問を終わります。

○議長（鈴木正道） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

◇ 木 内 欽 市

○議長（鈴木正道） 続いて、木内欽市議員、ご登壇願います。

（11番 木内欽市 登壇）

○11番（木内欽市） 11番議員、木内欽市です。

12月の市議会改選後初めて開かれる本定例議会、この席に立って質問する機会をお与えくださいました皆様方に心から感謝を申し上げるとともに、与えられた4年間の任期中ご期待にお応えすべく、今後ますますの精進と努力を重ねてまいりたいと存じます。

私は、平成18年旭市議会第1回定例会において、当面する諸問題5項目13点について質問を行います。過去の議会においても何度も質問が出され、また本定例会においても既に質問をなされた方々、またこの後登壇する皆様方の質問と重複する点もあろうかと思いますが、私なりに角度を変えて質問させていただきますので、あらかじめお許しをいただきたいと思います。

それでは、市長はじめ担当課長の前向きな答弁を期待して、順次通告に従い質問を行います。

まず最初に、教育関係について伺います。

教育は国づくりの原点、急速に少子・高齢化が進む中、未来を担う青少年は家庭の宝であると同時に地域の宝であります。子どもたちが事故や災害に巻き込まれることなく、すくすくと健全に成長してほしいと願わずにはおられません。

そこで、4点ほど伺います。

まず最初に、危険校舎ということで建て替えが進んでいます海上中学校の進捗状況について伺います。

2点目として、跡地の利用方法について伺います。

次に、新しい中学校はご存じのように海上支所の隣、今までの倍近い敷地面積4万5,000平方メートル、数寄屋づくり風の2階建て曲がり屋のモダンな学校として来年4月には開校いたします。合併を機に学区の再編の予定はないのでしょうか、お伺いをいたします。

教育関係の最後の質問として、市内20の小・中学校の通学路の安全対策について伺います。

質問要旨の大きな2番目、歳入の確保について伺います。

大きな施設や工場、企業のない本市は、歳入の多くを地方交付税に頼らざるを得ないのでありますが、今後その増加は望めません。これから市民のさまざまなニーズに応えるには、今まで以上に努力をしなければなりません。この質問は過去にもどこの市・町でも恐らく何名かの議員から質問が出ていることと思いますが、市税等の徴収状況、できれば過去何年かの分についても伺いたいと思います。

納税は、国民の義務ですが、払いたくても払えない人、払える能力があっても払わない人、未納者に対する対応を伺います。

歳入の増加を図るには、たくさんの税金を納めてくれる、また雇用の場を提供してくれる企業の誘致は欠かせません。昨日も景山議員、滑川議員同様の質問に対し、市長をはじめ担当の方々も努力をなされているようですが、再度お尋ねをいたします。

次に、道路問題について伺います。

良好な住環境を築くために計画をされた都市計画道路、何本か計画されて、ただいままで40%くらい完成したようですが、今後の予定はどのようなになっているのか伺います。

道路問題の2番目、中央病院へのアクセス道路の件ですが、この問題もやはり昨日景山議員、滑川議員から出ましたし、この後、高橋議員も質問なさるようであります。また議案質疑においても、明智議員が質問をなさいました。それだけ市民の重要な要望、また関心の高い問題だからだと思います。道路の幅員あるいは車線等具体的にお答えをお願いします。

次に、防災計画について伺います。

安全で安心なまちづくりには、防災計画は欠かせません。台風、地震、雷、テロなどさまざまな災害が予想されますが、わずか10秒か20秒で、一瞬にして多大な被害を及ぼす地震の対策が一番ではないかと思います。今市内の小・中学校では耐震診断、耐震補強、建て替えなどが進んでおります。我々は過去の教訓に学んで対策を練るのが非常に大事になります。

比較的安全と言われていた地域に突然起こった阪神・淡路大震災、この生活関連の被害状況、家屋、家具等の倒壊による死者数、亡くなった方のほとんどがこれだと思いますが、その人数、また火災の発生件数と原因、同時多発火災の原因等をお知らせください。

被害を最小限に防ぐには、住民一人ひとりがしっかりとした防災意識を持つことですが、安全になれてしまうとその意識が薄らいでまいります。災害は忘れたころにやってくる、市民に対する防災意識の浸透策を伺います。

防災意識を高めると同時に、いざという時のために防災訓練は欠かせません。防災訓練の予定を伺います。

最後に、配偶者対策について伺います。

この件に関しては、一体どこの課が答えていいのか、困ったんじゃないかと思いますが、よろしくお願いいたします。

家のせがれ、嫁に、娘に、いい人がいたらぜひお願いしますといったような話はよく聞きます。ここにおられる26名の議員をはじめ市長や執行の皆さんもよく頼まれるんじゃないかと思います。

この件に関しては、その場ではいい、分かりました、任せてくださいと、胸を張ってたたける人はいないんじゃないかと思います。本市の場合でも、つい先日いただいた統計あさひを見てみましたら、30歳から34歳までの男性未婚率は39.35%です。10人のうち4人が独身者です。内訳を見ますと旧旭市が38%、旧海上町が40.4%、旧飯岡町43%、旧干潟町37%とな

っております。これは平成12年の国勢調査の結果ですから、今だともっと上がって40%以上にはなっているはずです。特に1日の大半を自宅、ハウス、農場で過ごす農業後継者の場合は深刻です。行政としても何かする時期に来ていると思いますが、いかがでしょうか。

以上で私の第1回目の質問を終わります。

なお、詳細につきましては、自席で再質問させていただきます。

○議長（鈴木正道） 木内欽市議員の一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時10分

○議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） それでは、木内欽市議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、海上中学校の跡地利用という問題でございますけれども、海上中学校の跡地利用につきましては、建物のうち屋内運動場とそれから多目的教室をそのまま残しまして、屋内運動場は社会体育活動のためにご利用いただく。それから多目的教室は、子育て支援や適応指導教室としての利用を考えております。あとの場所につきましては校舎等の解体終了後、どのような形で利用するのが、活用するのが、市民にとって一番プラスになるのか、その辺を十分考慮しながら検討をしていきたい、そのように考えております。

それから、企業誘致の問題でありますけれども、昨日も滑川議員の質問にお答えをさせていただきました。本当にもうここは若者が職を求める、この地に定住をしていただくという上で、あそこに優良企業を誘致するというのが近々の課題であります。

そういった意味では、全力で取り組んでいきたいと思っているわけでありまして、いいあんばいによりやく企業が動き始めました。そんな意味で、昨日申し上げましたようにお茶の伊藤園の進出が決まって、既に倉庫の建設が始まっているわけでありまして、いろいろな面でいろいろな手づるを利用しながら少しでも進出を希望するところがあれば、どこへでも飛んでいって進出をしてくれるように進めていきたい、そのように思っております。

す。今も一つ市内の鉄工所の方が進出を希望しているようでございまして、そんな意味で今、当人と話し合いを初めたところであります。

あの地域を持っておりますのが県の土地開発公社でございますから、土地開発公社の方とも十分相談をしながら、そして我々でできる点については十分な努力をさせていただきたいと思っておりますものですから、何かいい縁故、また進出を希望する方々等の情報等ございましたら提供していただきまして、そういったものを生かしながら早くあそこをいっぱいにしたいと思っておりますものですから、よろしく願いをいたしたいと思います。

次に、一番難しい問題であろうかと思えますけれども、配偶者対策という問題でございまして、そんな意味で本当に農家だけにかかわらずいろいろな面で、どこを見ても非常に独身者が多い。

ちなみに、この市役所であっても、これだけいい職場にお勤めになりながら、しかも男女の出会いの場というのは毎日役所へ出てくる限りあるわけでありましてけれども、こういった市役所にあつてさえ独身者が男性も女性も非常に多いというのが現状でございまして、このことそのものが何か若い皆さん方が結婚に対する少しロマンがなくなっているのかなと、そんな思いもいたします。

そんな意味では、この間の日曜日にも職員の結婚式に呼ばれたものですから、ぜひひとついい家庭を作って、独身の皆さん方がうらやむような形を作ってください、これなら我々も結婚しなければというような思いになってくれるように頑張ってください、そんな願いをさせてもらったわけでありましてけれども、そんな意味ではぜひともひとつ若い皆さん方にこれからの自分たちの将来も考えていただいたときには、結婚して子どもをつくっていただきますと、今度はその子どもたちがお父さんやお母さんが年をとった時に働いて支えてくれるわけですから、自分たちだけが年をとって支えてくれる人が育っていないのでは困るわけですから、その辺も十分考慮に入れていただくと同時に、それから家庭というのは男女が力を合わせて築いていくものであり、そこには子どももあるという形の中で、本当に一般の楽しみとはまた違った喜びというのがそこに見出せるわけですから、そういったものも大いに先輩の特に議員の皆さん方から若い皆さん方に聞かせていただいて、結婚に対する夢を育てられるようにひとつご指導をいただけたら、そのように思います。

今ちょうど手元に干潟地区で行ってきた結婚相談事業あるいは飯岡地区の男女の交流事業等の記録も持っているんですけれども、両方とも残念ながら今は続いていないようです。そんな意味でこれからひとつどうしたらいいのか、大いに検討をしていきたいと思っておりますので、

木内議員をはじめ議員の方のご指導をよろしくお願いいたしたいと思います。

いろいろな意味で、旭市には中央病院という非常に多くの女性がいる場所もあるわけですし、私などもできれば看護師をこの旭市の男性の皆さん方が射止めてくれて、旭市に定着ができるように努めていただければ、いろいろな意味でプラスになるものですから、ぜひお願いをしたいと思っているんですけども、なかなか定着をしてくれないというのが実際のところなんです。そんな意味でどうやったらいいのか、十分これから検討をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木正道） 庶務課長。

○庶務課長（在田 豊） それでは、海上中学校の進捗状況につきましてお答えをさせていただきます。

海上中学校の改築工事につきましては、校舎等の本体部分と屋外運動場部分に分離発注をし、工事を現在進めているところでございます。

現在の進捗状況でございますが、本体工事では基礎コンクリートの打設を行っておりまして、3月末には全体の30%を完成させる予定でございます。また屋外運動場工事では、土工事を実施しておりまして、3月末には全体の70%が完成できる見込みでございます。

今後も、19年4月の開校に向けまして万全を期してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木正道） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） それでは、私の方から木内議員の学区の再編の予定についてお答えをしたいと思います。

現時点では学区の再編は予定しておりません。現状は、しかるべき理由があれば、区域外就学制度の弾力的な運用によりまして、希望する学校への就学が現在できるようになっております。以上の理由からでございます。

次に、各学校の安全対策でございますが、先ほども伊藤議員のご質問にお答えしたとおりで、子ども110番の家の増設、それから防犯ブザーの配布、安全マップの作成、不審者対応訓練、防犯ボランティアによるパトロール等の対策を現在も実施中でございます。

以上です。

○議長（鈴木正道） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 道路に関するご質問についてお答えいたします。

1点目は、通学路の安全対策の件です。

道路を整備する我々担当者としては、より危険の少ない道づくりを常に念頭に置かなければならないと考えています。例えば路肩の草刈りや堆積した土の除去あるいは道路わきの生け垣の刈り込みなど狭い道路を少しでも広く使うために努めているつもりです。

本件につきましては、今後も関係機関と連携をとりながら、危険箇所の把握とその解消にさらに努めたいと思っております。

次に、中央病院へのアクセス道の幅員の件ですけれども、12メートルを予定しています。

以上です。

○議長（鈴木正道） 税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 市税等の徴収状況につきまして、まず市税についてでございますが、16年度決算の現年分徴収率を15年度決算との対比で申し上げたいと思います。

まず、旧旭市は95.31%で0.47ポイントプラス、旧海上町は96.78%で対前年度比0.03ポイントのマイナス、旧飯岡町は94.58%で対前年度0.11ポイントのプラス、旧干潟町は95.78%で対前年度比0.59ポイントのマイナスでございます。これら合計いたしました1市3町全体の徴収率では95.46%で、対前年度比0.23ポイントのプラスでございました。

また国保税につきましては、旧旭市88.68%で対前年度比0.76ポイントのプラス、旧海上町91.85%で対前年度比0.6ポイントのマイナス、旧飯岡町87.73%で対前年度比1.47ポイントのマイナス、旧干潟町91.44%で対前年度比3.35ポイントのマイナスとなりまして、これらの合計での徴収率では89.36%で対前年度比0.3ポイントのマイナスとなっております。

次に、未納者に対する対応でございますが、未納者に対しましては自主納付を基本に納税指導を推進しておりますことから、文書催告あるいは電話催告によりご自分で金融機関や市役所へ行って納めてくださるよう指導しております。そのための納付窓口として本庁税務課や各支所税務室では、毎月25日を夜間納付窓口として午後8時まで開設しております。

また、仕事等でなかなか自分では納付に行けない方に対しまして口座振替を推進しておりますし、事情があって外出が困難だという方のためには徴収補助員による臨戸徴収を行っております。しかし、そのような指導にも応じないような方については、旭県税事務所との共同徴収や日曜徴収等で折衝を重ね、それでも納税意識の薄い方には預貯金調査等財産調査を行って、その結果によって滞納処分を行っております。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 都市計画道路の今後の予定でございますが、都市計画決定している路線は全部で13路線ございます。社会経済情勢また財政状況等から、計画内容や整備の必要性を十分調査しまして整備を進めていきたいと考えております。

また、現在におきましては谷丁場遊正線、それから旭駅前線の2路線の整備を実施してございます。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 消防長。

○消防長（佐藤真一） それでは、私の方から阪神・淡路大震災の被害状況についてご回答申し上げます。

阪神・淡路大震災は、平成7年1月17日5時46分に発生しまして、マグニチュードは7.2でございました。今年で11年目でございます。

まず、第1点の生活関連の被害状況といたしましては、住家の全半壊及び一部破損は全壊が10万209棟ございまして、半壊は10万7074棟、一部破損が18万3,436棟となりまして、火災による消失につきましては7,000棟となっております。

さらに、被災地につきましては、地震発生直後から断水が約129万世帯、停電約260万世帯、都市ガスの供給停止が86万戸、電話の不通につきましては29万回線に及びまして、完全に都市機能が麻痺しております。

次に、この地震によります総死者、負傷者数についてでございますが、死者数は6,308名、負傷者が4万1,527名であります。そのうちのご質問にありました家屋、家具類の倒壊による死者数につきましては、死者が5,538名、火災による焼死者が550名となっております。また負傷者につきましては4万1,527名のうち、家具類等の転倒によるものは2万4,500名となっております。

次に、火災の発生件数と発生原因についてでございますが、17日の発生から10日後の26日までの間、発生件数は294件でございます。そして、7,000棟が消失しております。原因としましては、早朝既に起床しておりまして、みんな火を使用しておりました。そして家屋が瞬間的に倒壊したことで、その火源を完全に始末できなかった、そういう状況にあったこと。そしてまた地震の沈静後10日間にわたって発生した火災の原因としましては、電気器具あるいは電気配線、そしてガスの漏えいによるものばかりでございます。

そして、同時多発火災の主たる原因としましては、通電火災が大きな原因を占めておりま

す。避難時におけるブレーカー遮断の忘れが地震直後の通電火災を引き起こしたものです。

地震時の対応としましては、まずガスの元栓を閉めることは皆さんよくご承知だと思えますけれども、電気のブレーカー遮断については意外と忘れがちでございます。この通電火災を防止するには、地震発生でまずガスの元栓を閉めることはもちろん、ふだんからガス漏えい対策としてのガス配管の耐震化やフレキシブル化を図って、その漏電破断を防ぐ必要があります。

火災の延焼拡大を招いたさらなる原因としましては、水道管の寸断によりまして消火栓が使用不能になってしまったこと。さらにそれに加えて耐震性防火水槽、そして自然水利が欠落していたために、延焼拡大を容易に許す結果となってしまったものです。

次に、地震の災害防止に対する市民の防災意識の浸透策についてでございますけれども、現在私ども消防本部が実施している内容についてご説明を申し上げます。

まず、年1回発行いたします「しょうぼうだより」、火災予防運動期間中に配布する「防火チラシ」、そしてさらに防災訓練等の訓練時に配布する防災パンフレット、これを作成しまして、市内全戸または訓練参加者にその都度配布しております。

内容的には火災予防に対する方策及び台風、地震等の自然災害に対する予防策、発災時の対応策、特に地震に対しましては発災に対し、ふだんからの生活必需品の確保、家屋内における安全対策としましては、先ほど申しましたように阪神・淡路大震災時の家具類等の転倒による死者、負傷者が膨大な数であったことから、家具類等の転倒防止方法及び配置場所の注意事項とまた避難時の注意事項等を掲載しております。

そしてまたさらには、年間を通して実施されます各学校や事業所における避難訓練や初期消火訓練時、さらには毎年行われております管内小学生の消防署見学、中学生の体験入署等を通じまして、火災予防及び地震等における方策等について指導し、防災意識の普及に取り組んでいるのが現状であります。

今後も市民に対し防災意識の高揚を図るために、あらゆる機会をとらえながら指導、啓蒙を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、私の方から防災訓練の予定についてお答えいたします。

防災訓練については、昨年は合併等の関係で実施できませんでしたが、本年度からは会場を市内1か所にして実施したいと考えております。

訓練の実施時期につきましては、9月1日の「防災の日」前後を予定しております。訓練の実施内容につきましては、これから検討することになりますが、地震発災対応型の総合防災訓練を予定しているところであります。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） それでは、再度ご質問させていただきます。

まず、中学校の件ですが、本体工事の進捗率が30%ということですが、当初の予定ではこれが40%になっていたと思いますが、どういうことで30%なのかお答えください。

それと、跡地の利用ですが、市長の答弁で屋内運動場、多目的教室は残していただけるということですが、柔剣道場とあとプールがありますが、このプールも残しておいてほしいと思うのですがいかがでしょうか、この点をお聞きします。

それとあと、学区の再編については現在予定していないそうですが、弾力的に対応ということですが、ご存じのように移転をいたしまして旧嚶鳴地区の方々から見れば非常に近い位置になって、通学するのに便利ではないかなとこう考える一人であります。当初これを計画したときにも、将来そういうこともあり得るだろうということで敷地も広くとってありますし、あと教室の方も生徒が増えてもいいようにそのように設計をしていますので、もともと江ヶ崎地区、琴田地区は旧海上と一緒に、親なんかはみんな一緒に、あんまり抵抗ないと思うので、もしも可能であればひとつ行政の方からそういう指導といったらおかしいんですが、一応地域住民にアンケート等をとって、そういう意見があればご存じのように旭二中は県下で2番目の大きさの超マンモス校でありますので、そういった意味で適当に生徒が違う学校へ行けるようになればお互いにいいんじゃないかなと、そうってお尋ねをしたんです。いかがでございましょうか、この点をお願いいたします。

それと、通学路の安全対策ですが、やはり路肩の草刈り等をやっていただいているそうですが、これは本当にそのとおりだと思います。前回も申し上げましたが、夏場などは路肩の草に朝露がついておりますので、子どもたちはそれにぬれるのが嫌ですから、ついつい車道側を通学すると、大変危険でございますので、路肩の草刈りをよろしく願います。

と同時に、U字溝に随分通学路でもふたが無いところがあります。U字溝のふたを全部やるとなると工事から必要になりますが、単なるグレーチングというんですか、上から金網みたいなのを載せる、これだと幾らも経費がかからないので、そういった点の対応もまたお願いしたいと思いますが、よろしく願います。

それと、歳入の確保についてですが、全体で89.36%ということで、予算書で計算すれば分かるんですが、毎年時効で消えていっちゃう分の金額、大ざっぱで結構ですからどのくらいあるのか、ちょっとお教えいただきたいと思います。

あと、企業誘致ですが、これはやはり今度新しい道路もできますし、非常に来る方によっては大変いい条件じゃないかなとこう思っております。また、私どもも市政の一端を担っているので、市長が言うように宣伝をしなければいけないかなと、こう思っております。ここに入れる条件等があると思うんですが、その条件、それと入った後の税金面とかの優遇策があるかと思いますが、それを教えてください。それとあと値段は幾らなのか。だいぶ今土地も安くなっているんで、お安くなっているんじゃないかと思いますので、値段の方もお願いします。

それとあと、防災計画についてですが、やはり地震の被害が一番怖いと。わずか10秒の間に6,300人も亡くなっている。それで、家屋等の圧死者が5,500名、これはほとんど即死状態だと思うんですよ。ですから、これを防ぐには、やはりこれが一番の防災対策の要になるんじゃないかなと、こう考えます。安心で安全なまちづくりをうたっておりますので、ぜひこちらの方の対応を我々も一緒に考えていきたいなと、こう思っておりますが、瞬間的にわずか10秒程度で木造住宅が、比較的これは弾力性があるので私ども地震には強いのかなと思っていたんですが、これだけの家屋が倒壊して多数の死傷者を出したと。この原因等専門家の立場から分ければお教えいただきたい、このように思います。

それと、最後の一番難しい問題ですか、配偶者対策についてですが、実はこれちょっとテレビで見ていたんですが、やはり今までも干潟町、飯岡町についてはあったと。今はなくなってしまったようですが。これは先日見たのでは全く違うやり方でしたね。日本青年結婚相談所の先生か何かが来て、農家の方だったんですが、農家の方というのは会話になれていませんから、いきなりお見合いの場みたいでもしゃべれないんですね。ところが、自分の畑でお見合いをしたら、畑は自分の専門分野ですから実に生き生きとして、一緒に来た女の人たちがほれ直したというようなそんなふうなことがありまして、それとあと愛知県の何ていう市だかちょっと忘れましたが、ここはやはり市がバックアップして、成婚率が60%だったとかいうたしかそんなことだったような気がします。

それとあと新潟県の山北町といていたのか、町で縁結び係がありましていろいろなイベントをやって19組、縁結びをしたと。ですから、この地区の特性を生かしたやはりそういう企画を考えれば、大変みんなに喜ばれていいのかなとちょっと思いましたものですからいか

がでしょうか、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木正道） 木内欽市君の再質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） それでは、木内議員の再質問に私の方から何点かお答えをさせていただきます。

まず、海上中の跡地利用でいわゆる尚武館とプールの問題でありますけれども、尚武館に関しましては、海上地区の剣道関係者の皆さん方が非常によく利用をしてくれて、正月にもお招きをいただいて、そのけいこの風景も拝見をさせていただいたんですけれども、本当によく利用してくれていてありがたく思っているところでございますけれども、昭和45年の建設というようなことで、非常に老朽化が進んでいるということで、残念ながらこの建物は取り壊しをさせていただきたい、そのように考えております。

そのあとの利用に関しては、屋内運動場を残しますものですから、それをご利用いただくというのが一つ。もう1点は、新校舎の方に剣道場を作りますから、それらもご利用をいただいてカバーをしていただきたいな、そのように考えております。

それから、プールでございますけれども、あの地域に消防用の水利が、貯水池槽が少なく残してもらいたいということであれば、少し検討をしなければならないと思っておりますけれども、これは防火用水として残しますと、あれだけ大きなものにふたをするというような面もございまして、大変な費用も必要になってくるものですから、十分これも消防用の水利等々の面とも併せて検討をさせていただきたい、そのように考えております。

ともあれ、これから跡地利用についてはその利用方法を講じるわけでございますので、そういったものも含めて検討をさせていただきたいと思っております。

それから、海上中へ旧嚶鳴地区の子どもたちを通わせたらどうかという問題でありますけれども、この問題は合併の説明に歩いた時に、海上はいいけれども、旧旭地区の江ヶ崎から琴田の皆さん方には十分お話をさせていただきました。その当時は何ら問題のないご返事をいただいていたわけでありまして、どうもこのところは少し違ったニュアンスの意見等も多く聞こえます。と申しますのは、海上中ができることによって、我々は海上中に行かされるというような少しご意見がございまして、そんな意味で地域の皆さん方の様子も見守りながらその辺は柔軟に対応していただけたら、また担当課の方のお考えもあるでしょうけれども、私の方では今そのように考えております。

それから、配偶者対策でございますけれども、木内議員からいろいろな事例を今紹介いた

できました。そういったことを少し教えていただいてこれから検討をしてみたい、そのように思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

私からは以上でございます。

○議長（鈴木正道） 庶務課長。

○庶務課長（在田 豊） それでは、海上中学校の完成見込みが当初40%であったものが3月末で30%になったという、その関係でございますが、若干工事に取りかかった時期も遅れまして、そういう状況も招いた要因の一つでございますけれども、基礎杭が200本以上ございまして、特殊な加工をもってその杭を用意するわけですが、それらが加工に若干手間がかかりまして期間が延びた関係で、どうしても補助金のルールでございます40%は、達成見込みできないということで仕方なく30%で県の方と調整を図ったものでございます。

以上です。

○議長（鈴木正道） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 通学路に関連しまして道路のU字溝のふたの件でございます。

先ほどグレーチングという話がございました。道路のふたの場合にはグレーチングにせよコンクリートのふたにしろ、歩行者のみならず車が載ることを想定するわけです。ですから、受ける側のU字溝の構造をよく見て設置するわけです。かえってグレーチングの方が高い場合があります。いずれにしても、よく検討させていただきます。

以上です。

○議長（鈴木正道） 税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 時効等により消滅する税についてでございますが、平成16年度決算、1市3町合計の数値で申し上げますと、まず市税でございますが、5年時効によるものが1億1,560万949円、執行停止、これは3年で消滅いたします。これが1,142万6,068円、即時消滅が339万2,511円で計1億3,101万9,528円でございます。

次に、国保税については、5年時効が6,204万3,214円、執行停止分が348万9,500円、即時消滅分が19万900円となっております、合計では6,572万3,614円でございます。

以上です。

○議長（鈴木正道） 商工観光課長。

○商工観光課長（小田雄治） それでは、企業誘致に関しますご質問にお答えいたします。

特別な企業が張り付く条件としましては定めがございませんけれども、当地域が全国的にも有数な農水産物の生産地であることから、これらを企業誘致に生かしつつ首都圏の食

糧基地としての一翼を担うため、食品加工業等における分野への企業誘致に力を入れて推進していきたいと考えております。

それから、優遇税制でございますけれども、企業誘致を有利に進める方策として企業誘致条例に基づきまして一定の条件のもと、固定資産税の課税免除及び奨励金を行っているところでございます。この制度でございますけれども、全国的に多くの工業団地で導入されておりますけれども、本市におきましては立地した当初の優遇制度のみならず、進出後におけます施設の増設に伴っての固定資産税についても課税免除、これは5年間を追加して行っているものでございます。

それから、分譲価格でございますけれども、昨年4月から社会環境等の状況のもと30%ほど価格を下げました。現在1平米当たり1万3,000円から1万4,700円の中で分譲販売をしているものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 消防長。

○消防長（佐藤眞一） それでは、私の方から木造住宅の震災で倒壊した原因と耐震性を高めるにはどうしたらいいかという質問に対してご回答を申し上げます。

木造住宅が震災で倒壊した原因につきましては、この倒壊した多くについては、戦前から戦後に建てられました築後30年以上の古い建物でございまして、特に瓦を土で固定した重量の大きな「本瓦葺屋根」、このような住宅や昭和40年代にはやりました文化住宅などの粗略なつくりのものが多くて、また虫の害や腐朽の進んだもの、筋交いがなかったりあるいは不十分なものが多く認められております。

そして、この一般住宅の耐震性を高めるには、現在の建築基準法による規制、これについては2階まではございません。しかしながら、阪神・淡路大震災の事例を見ましても、2階部分だけが崩れたり屋根だけが落ちたりという現象は全くありませんでした。補強の優先順位としてやはり高いのは、いかに建物の1階部分を崩さないかということであります。1階部分さえ崩れなければ、家の倒壊はかなりの確率で免れるはずでございます。

一般木造住宅の耐震強化の方法といたしましては、基礎は最低布基礎、そして柱や基礎がはりから抜けないう金具を使って十分に固定し、また4隅についてはホールダウン金物等で緊結し、筋交い、床、天井、小屋裏の火打ちばりの追加、さらに屋根材の軽量化等を実施することが、地震による倒壊を現在防ぐ方法として一般化されております。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） それでは、まだ若干時間もありますので、質問させていただきます。

学校の安全の件ですが、これ先日課長にお伺いいたしましたら、防犯カメラを設置するということですが、これはやはり一番いいのは袖ヶ浦市や浦安市がやることになりました学校の正門前に警備ボックスを設け警備員を配置する、これが何といても一番だと思います。経費がかかるということであれば、警備ボックスだけでも設置をしていただきたい。人員は、ボランティアをシルバー人材センターから派遣していただければ大幅に経費が削減できますので、何よりも犯罪の抑止力が違います。これはいずれ市内すべての学校に設置すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

あと、跡地の利用、尚武館の解体の方は理解をいたしました。

あと、プールなんですが、これは新しい中学校にはプールがございません。これはやはり水泳の授業が3年間で3時間くらいとか、それに減ったのに伴うことではないかと思いますが、将来水泳の授業がまた多くなるかもしれませんし、その時にまたサンモールへ行ってお願いというのも、何か学校にプールが無いのも、ちょっと今の教育制度ではそういうあれでもいいのかなどとは思っていますが、プールはできれば残していただきたい。

そして、防火水槽に対しても大変お金がかかるようでございますが、あれは25メートルで幅が10メートルぐらいあるんですか。そうすると、300立米や400立米の普通の防火水槽の7基、8基分の容量を持つ防火水槽として利用すれば非常にいいのかなとそんな気もしておりますので、プールの解体については少しまた慎重にお考えをいただきたいと思います。

それと、跡地の利用ですが、この跡地は特急の停車駅でありますJR飯岡駅から歩いて約5分の位置にありまして、敷地面積は2万5,000平方メートルあります。これだけ駅から近いところで条件のそろった土地というのはなかなかありませんので、旧町時代は売却という話が出ていたんですが、一たん売却してしまうと求めるのは困難ですので、やはり市長がおっしゃっていただいたように地域のためになるような利用方法をお考えいただきたいと思います。

また、売却するのであれば、公共性の高いそういった方々に売却をしていただければ地域の方はありがたいんじゃないかなとこう考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

あと、税金の時効になる分が毎年約2億円あるということですが、これは皆さん努力はしていると思いますが、より一層のご努力をお願いしたいと思います。実際に行って徴収もするようでございますが、やはり何度も取りに行けば払ってくれる人が何割かは増えるはずで

ございますので、この点をよろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それとあと、例えば差し押さえ等をかけても、先ほどお聞きしましたら、何か私の考えでは昔は税金が優先的に競売代金から引かれて税金だけは確保できると思っていたんですが、今は法律が変わってその税金も最初に抵当権を設定してある金融機関が優先するということで、せっかく差し押さえかけて、競売をかけても市にはお金が入ってこないということでは、やはりこれも法律だからやむを得ないんでしょうが、そういった面でもぜひ徴収の方はよろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、防火意識の高揚のことですが、これはやはり具体的に一般の方々に言わないと、通電火災の恐ろしさといってもちょっと分からないと思うんですよ。私も消防をやっているこの間まで分からなかったんですが、地震が起きます、電子レンジ等電気ストーブ等が倒れますね。そうすると安全装置が働いていますから、その時点では火は消えるんですよ。ところが、安全装置は下を押していると作動しちゃいますんで、それが停電の時はいいんですが、二・三日して電力会社が電気を、停電が直りますと、そこがもうそこから発火すると、こういう火災が相当件数あったと思うんです。ですから、やはり地震の際にはガスを消せというのはよく言われていますが、これからはブレーカーもということの一つ加えていただい。実はこの前大雪で何か停電した時にラジオでやっていたそうです。やはり停電中は電気のブレーカーを下げましょうと、やはりそういった危険を防ぐためだと思うんです。例えばこたつのスイッチを入れっぱなしにしておいて、停電中はいいですが、電気が通ってくるとそこから火災とそういった意味もありますので、これは一般の方々はあまり分からないんで、ここのところをぜひまたパンフレットなり防火訓練あたりで言っていただければいいかと思っています。

ついでに言わせていただければ、熱帯魚の水槽からの火災が5件あったそうです。どうして熱帯魚の水槽から火災かというと、地震でその水槽が壊れて水が全部こぼれちゃったと。当然その時はもう停電が発生していますから温熱機は作動していないんですが、その後やはり電気が流れてその上にかぶさっていた衣類とかからの火災が5件。ですから、当初事後火災、放火かと思ったんですね。人が誰もいないところからあちこちから火が出て、それで先ほどおっしゃったように、消火栓がもう切れていますから火が消せません。何かテレビで見るとヘリコプターの映像で見ると、あっちにもこっちにも火ができていて、それはすべて通電火災だそうですので、そういった意味での啓蒙をよろしくお願ひしたいと思います。

それと、今回の地震は直下型でしたから、一たん品物が全部上に浮き上がってそれが南か

ら北に物すごい勢いで飛んだと言うんですね。ですから、住宅なんか2階と1階部分がちょうどずれているんです。ちょうど1階分ぐらい。それで先ほど消防長がテレビの位置とか言いましたが、これがやはりテレビが飛んできて、家の中を南から北まで飛んで高校生がそれが頭に当たって即死だと、こういう痛ましい事故も起きています。ですから、家具類の固定、こういったことが起きますから、早朝でしたから、恐らく一般の人はただ布団をかぶって10秒間我慢するしかなかったと。しかしその10秒間のうちに5,000名の方が亡くなっているわけですから、この辺も地震の巣と言われているので、ぜひそういった意味の啓蒙をよろしくお願いしたいと思います。

またあと、防災訓練につきましては、一応市役所の対応はどのようになっていますでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。多分災害発生時には、震度4か5になったら市長を本部長として対策本部が設置されると思いますが、各支所の場合にはどうなるのでしょうか、お聞かせください。

それと、大規模災害が発生した場合には、消防団並びに消防署は近隣との協力体制があって応援体制を組めると言うんですが、大規模災害になると自分たちも被害を受けていますから、いざという時にはやはり自衛隊の出動ということになるかと思うんですが、この自衛隊というのがやはり命令系統ですから、一たん来てもらえればこれはもう戦車みたいなもので物すごい働きをするんですが、彼らはもう食料がなくても、寝るところがなくても24時間動いてくれますからいいんですが、来るまでにだいぶ時間がかかるようでございます。万が一、そういう場合の要請の場合にはどのような手順を踏むのか、お聞かせください。

それと、最後の配偶者対策ですが、できればこれは旧海上時代もある程度のところまでいったんですが、合併になってそのままになっているんですが、縁結び係みたいなものを作っていただいてやっていただければいいかなと思いますが、もし縁結び係が経費でだめであれば、縁結び推進協議会というようなものを作っていただいて、そうしたら委員は10人くらいで構成して、そうしたら市長、私を任命してください。そうすれば……時間ですか。

○議長（鈴木正道） いいです。

○11番（木内欽市） いいですか。そうすれば前回ですか、昨年、神子議員が一般質問でおっしゃいましたこの辺にはいろいろすばらしい施設がそろっております。例えば私の考えはこうなんです。七夕祭りにまずおいでをいただくと。そこでカーニバルとかに参加をしていただいて、夜は飯岡灯台の上に上がっていただいて、神子議員がおっしゃったように地域の方々に協力をしてもらって、「LOVE」の明かりを点灯してもらおう。これを見たカップル

は幸せになるよとこういうことで、そうして翌日は農場体験をしていただいて農家の皆さんと交流を持っていただく、その後は海上の県立のキャンプ場がありますから、そこでバーベキューやゲームなどをしていただいて、バンガローにお泊まりをいただいて、次の日には地元の農産物などをお土産に帰っていただくと。都市との交流、生産者との交流も結構ですが、ぜひこの若者との交流を広めていただければ、やはりその方々はまたその年に結ばれなくても、翌年は言えばまた来てくれるんじゃないかなとこう思いますので、ぜひお考えをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木正道） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） それでは、私の方から学校の安全対策に警備ボックスをという提案がございました。教育委員会の方とも十分相談をさせていただいて、きちんと子どもらの安全が守れるように、こういったものが必要であるのかどうか、十分検討をさせていただきたいと思います。

それから、海上中の跡地対策につきましては、議員から提案がございました点も十分含めましてこれから検討をさせていただきます。

配偶者対策につきましては、非常に木内議員も木内議員のお考えを持っているようですから、木内議員を長としたそういった対策委員会等も少し考えてみたい、そのように思いますので、よろしくお願いいたします。

私の方からは以上です。

○議長（鈴木正道） 消防長。

○消防長（佐藤眞一） 通電火災の防止について申し上げます。

やはり同時多発火災の原因は、主たるものは通電火災が大きな原因でありましたので、今後は地震対策のマニュアルにあります使っている火の始末に加えまして、ガスの元栓を閉める、それから電気のブレーカーを切るということも、今後住民意識の中に強く浸透させていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 庶務課長。

○庶務課長（在田 豊） それでは、プールの関係での水泳の授業とのご質問でございますが、海上中学校につきましては当初から維持管理コストとそれからプールの建設のコスト、それらを勘案しましてプールの建設は考えておりませんで、それで中学1年生で授業としてプー

ルを使用するわけなんです、これらにつきましては民間のプールを利用していくというそういう方針のもとに整備を進めてきたものでございます。それで維持管理コストと民間のプールを利用した場合のコストでございますけれども、ほぼ同じ程度で、これらの授業が展開できるという試算のもとにそういう計画をいたしましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 徴収についての努力ということでのご質問でございますけれども、現在徴収補助員という方を2名お願いしておりますけれども、この2名の徴収補助員を設置いたしました目的というのが、徴収にあたる事務職員については、簡易な未納者に対する訪問については徴収補助員の方に行っていただいて、滞納整理の必要な困難事例について事務職員がその滞納者の調査にあたって、滞納処分を実行できるようにするということが目的でございました。これは旧旭市の場合ですけれども、実際に16年差し押さえ件数等も増えておりまして、その結果として徴収率がプラスに転じたということがございます。

したがって、こういう滞納処分、差し押さえ換価という滞納処分についてこれから力を入れていきたいと考えておりますが、ただ先ほどご質問の中でもありました税が優先するという原則が違ってきているのではないかというご質問なんですけれども、国税徴収法という法律がございまして、題名は国税ですけれども、これは税全般に対する滞納処分について規定した法律でございまして、この中に税と一般債権との優劣を定めた規定がございまして、それを税について、納期限よりもその日付が以前に抵当権等の設定登記がされている場合、その抵当権等によって担保される一般債権は税に優先するという規定でございまして、

それからもう一つ、この国税徴収法には無益差し押さえの禁止という条項がございまして、その差し押さえたいと思う物件が税に優先する一般債権全部支払った後、残って税に回す分が無いようなそういう場合には無益差し押さえであるということで、市町村あるいは国は差し押さえをすることができないと定めた規定がございまして、

往々にして時効によって消滅してしまう場合でございますけれども、市町村の税については、この時効を中断させるというのは差し押さえをいたしませんと時効中断ができません。催告だけでは何回催告をやっても、これでは時効中断の効力が発生いたしませんので、差し押さえをしないと時効が中断しない。そして多くの場合、差し押さえをすることができないような資産しか持っていない方もいらっしゃるということで、結果として5年時効になって

しまうというような場合もございます。

そうすることで、時効による消滅について滞納者からの徴収率を高める努力はこれからもしてまいりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（鈴木正道） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、災害時のまず最初に配備の方の関係について申し上げます。

これは地震で申し上げます。震度4、もしくは津波注意報が千葉県北東部に発令されたときは、これは注意配備といいまして総務課、建設課、水道課等の管理職は自動招集ということになります。支所につきましては、庶務室の防災担当が同様の登庁を行います。

それから次に、警戒配備、これは震度5以上及び津波警報が発令されたとき、これにつきましては原則といたしまして各課の管理職以上がやはり自主登庁と。支所につきましては庶務室の防災担当が同様でございます。

それから非常配備、これは震度5以上及び市長が認めたとき、または警戒宣言が発令されたときに非常配備といいましてすべての職員が自主登庁と、このようになっております。

それから、災害対策本部でございますが、この設置につきましては自動設置と状況設置の2種類ございます。まず自動設置につきましては震度6弱以上の地震が観測されたときは、これは自動的に設置いたします。それから状況設置につきましては、震度5強以下の場合によっては、これは市長の判断により設置するかしないかを決めます。

災害対策本部の設置場所は、現状では庁舎3階の委員会室を予定しております。

それで、支所の方の本部につきましても、支所本部室というのを設置するようになっております。支所の本部長は一応支所長を充てるようにしております。

それから、自衛隊の派遣要請でございますが、これは災害時における自衛隊の派遣要請、これは一応市長から知事に要請をします。それからうちの方へ派遣と、そういう形になります。要請内容につきましては派遣要請計画、こういうものを出すようになります。

以上です。

○議長（鈴木正道） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時10分

再開 午後 1時10分

○議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 高 橋 利 彦

○議長（鈴木正道） 高橋利彦議員、ご登壇願います。

（21番 高橋利彦 登壇）

○21番（高橋利彦） 21番、高橋です。一般質問を行います。

私は、大きく3点ほどお尋ねしたいと思います。

まず最初に、公共工事についてお尋ねをいたします。

新生旭市誕生以来、はや8か月が過ぎました。市民の新市への期待感は大きなものがあります。まず、市民の一番の期待は道路等のインフラ、そして環境の整備です。この要求、要望を満たすことが必然的に新市への期待に応えることとともに、市民それぞれが一体感を感じる一番の要素であります。そのためには、新市づくりの中での公共工事、これから多くなることが予想されますが、その中で廃材の処理についてお尋ねします。

廃材の処理でございますが、これは環境問題も厳しくなり、またリサイクル社会において工事の際に出た廃材はどのような形で適正処理しているのか、処理方法についてお尋ねします。

次に、2点目として、工事の際には当然のこととして再利用可能な資材もあります。これらU字溝、柵渠板、そしてこの際出る建設残土、現状では埋め立てに使える資源という位置づけになっていて、廃棄物のように法律規則がありません。そういう中でこれらの資材、個人でも申請すれば払い下げができるのか。できるのであればその条件等についてお尋ねをいたします。

次に、旭中央病院問題についてお尋ねをします。

旭中央病院設立以来50年、半世紀が過ぎました。今では診療圏、人口100万人を要する全国屈指の大病院になりました。そして東総地域の基幹病院としての役割を果たすとともに、職員数1,800人という地域最大の雇用場、つまり職場として地域経済の活性化、発展にも大きな貢献をしております。そしてなおかつ自治体病院の経営が厳しい中で、黒字経営ができていくということはすばらしいことです。この旭中央病院、これだけ大きな病院に発展し

たのも患者の信頼を勝ち得た結果であります。そしてこのことによって患者が増え、利益が出たから最新の医療機器が導入できた。それがさらに質の高い医療につながったということで相乗効果のたまものだと思います。

しかし、病院を取り巻く環境も少子・高齢化、これを起因とした医療費の抑制、道路、インフラの変化、それに加えて耐震基準の問題等の中で、基幹病院としてはこれが理想だという将来像についてをお尋ねいたします。

次に、病院の改築計画等についてですが、建物の老朽化、そしてたび重なる増築によって職員でも迷うような迷路状態であります。それに加えて阪神・淡路大震災の教訓による耐震基準の強化ということで、かなりの部分が耐震基準をクリアできないと聞いていますが、耐震基準をクリアできない建物は全体の何割くらいあるのか、そのうちで改築しなければならないもの、また補強のみで対応できるもの、この比率はどのようになっているのか、それらの改築、補強計画についてお尋ねします。

次は、アクセス道路についてであります。中央病院への通院患者は日に3,500人余り、入院患者への見舞い、そして職員、出入り業者ということで、時間帯によっては全く交通渋滞を起こしています。そのため、中央病院への道路をどうにかならないかという話が多く出ておりましたが、今年度アクセス道路のための予算が計上されました。大部分が家屋の移転の伴う工事が予想される中で、当然のこととして関係者に対する事前の説明会等がされていると思いますが、何回くらい説明会を行ったのか。そしてどの程度のコンセンサスを得ているのか、また概略路線、概算予算、完成に要する年月、そして一番実情を熟知しているのは中央病院、そして消防等でございますが、その辺りとの打ち合わせの内容等についてもお尋ねをいたします。

最後に、行財政改革についてお尋ねいたします。

平成の大合併と言われる今回の市町村合併、一番の要因は国と地方の財政難であります。我が市の合併の背景も財政難であります。このことから合併とは何か、合併の意味を十分認識する必要があります。つまり、合併とは重複した部分、これをリストラして効率化することです。このことは民間企業では既に立証済みです。日本の景気は今上向いて持ち直していますが、これは景気の低迷が長引いた中で、企業が生き残りをかけた合併、それによって従業員的大幅リストラ、つまり人件費の大幅削減の効果であります。要は企業でも、行政でも手法には変わりありません。行財政改革、行き着くところは人件費の削減です。

それには必ず今までの概念、しがらみにとらわれない組織、機構づくり、これが業務の効

率化につながるとは思います、そのためにはどのような組織、機構の構想を持っているのか、お尋ねをいたします。

次に、職員の適正規模についてですが、行政は企業とは違って公務員法との絡みの中で、リストラができない中で余剰人員はそれぞれの部署に張り付けされていると思います。そのために現在28戸88人に1人の職員がいます。埼玉県志木市は民間委託等で580人の職員を50人にするということを打ち出していますが、このような極端なことはともかく、北海道でも2万人の職員を10年間で600人、3割削減する。そして退職の補充は行わないなど方針を打ち出していますが、我が市の適正な職員の規模は何人くらいなのか、お尋ねをいたします。

以上で第1回の質問を終わります。あとは自席で行います。

○議長（鈴木正道） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） それでは、高橋議員の質問にお答えをさせていただきます。

私の方からは、行政改革について、組織機構の簡素化とそれから職員の適正規模についての2点についてお答えをさせていただきます。

まず、組織機構でございますけれども、組織につきましては住民が利用しやすく簡素で効率的な組織を目指しておりますが、合併後まだ間もないというようなこともあっていろいろな問題が生じてきております。適宜修正等も必要となろうかと思っております。

同時に、今一番私どもの方で心がけておりますのは、合併によって、いわゆる本庁、支所方式をとっているわけでありまして、そういった支所のあるところの旧3町の皆さん方の特に住民の皆さん方に、サービスの低下というような思いをさせないということに心がけていただいております。今回新たに提案をさせていただいておりますいわゆる教育委員会、農業委員会、農産課等の海上支所あるいは干潟支所への配置替えということを提案させていただいているわけでありまして、そういった面では庁舎の有効利用を十分考えていこうということで今検討をしております。

市民の皆さん方が本当に利用しやすい市役所になるように、これからも大いに努力をしていきたい、そのように考えております。

それから、職員の適正規模という問題でありますけれども、正直いって合併をして1市3町の職員をそのまま引き継いでおりますので、これが順調に行政が動き始めたら恐らく相当な職員の削減ができるだろうというようなことで、今度提案をさせていただく行政の改革推

進プランでは、定年退職を迎える皆さん方の、合併協議会の中では半分の採用ということで検討をいただいたわけでありますけれども、今度は3分の1程度にしようということで提言をさせていただいております。それによって平成22年4月までに約65人、7.6%の縮減が図れるだろうというふうに検討をいたしております。ただ、今定年前に退職する職員も非常に多いというような現況から見ますと、縮減はもっと進むのではなかろうか、そのように考えております。

合併直後でございますから、現状ではいろいろなダブるような事務作業等もございます、今の人数でも本当に足りないくらい職員は忙しい目をしているわけでありますけれども、これから落ち着いてきたらこういった形で縮減をしていきたい、そのように考えてございます。

それから、適正な人員配置等を心がけさせていただいて、そういった意味でも事務の適正化を図りたい。同時に、今のこの時期、これから最後に平野議員の質問の中でいろいろな電力等の削減の中で少し出てくると思いますが、今回非常に残業が多くて電気代等がかさんでおります。そのこと等を見まして、しっかりと残業をしなくて済むような体制づくりを考えていきたい。このところ課長方をお願いをしておりますのは、二重にも三重にも事務をとるようなことが無いのかどうか、そういったものも十分チェックをしながら、事務の適正化を図っていただけるようお願いをさせていただいております。

それから、忙しい時期に職員の応援体制というような問題、こういったものも個人保護のような問題でそういったこともできないところもありますけれども、協力し合えるようなところは協力し合って人員削減ができるように努めていきたい。いろいろな意味から、今度の行政改革推進プラン等をしっかりと生かして、本当に市民に負担の軽い行政にしていきたい、そのように考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

私からは以上です。

○議長（鈴木正道） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 公共工事における廃材の処理方法や利用可能材の有効利用についてお答えいたします。

初めに、廃材の処理でございますけれども、幾つかを例に挙げながらお答えいたしたいと思っております。

アスファルトにつきましては、再生プラント工場へ運び、再生アスファルト合材として利用いたします。

それから、コンクリートも再生プラント工場へ運び、粉碎して再生路盤材として利用いた

します。

それから、路盤材も再生プラントへ運び、セメントを混合して再生路盤材として利用します。

次に、利用可能材の有効利用、利用可能な廃材の有効利用ですけれども、いいもの、良質で再利用可能な場合には指定場所へ運搬させまして再利用すると。例えば発生土やU字溝、先ほど言われました柵渠板というようなものでございます。

それから、個人的にという話がありましたけれども、これは原則として個人には払い下げはいたしておりません。

それと、中央病院のアクセス道路関係ですけれども、順を追って説明申し上げます。

地元の説明会、地元の事前の説明会は何回ぐらいという話がありました。これは地元を集めての説明会はまだいたしておりません。個々にお会いして、例えば区長だとか役員だとか個々にお会いしていろいろな意見を聞いてございますけれども、大勢を集めて説明会はまだ開いておりません。

それから、ルートですけれども、これは議案質疑でも一般質問でも話が出ましたんですけれども、県道銚子旭線があります。あそこに集落があります。あそこを南北から北から来て、交差点ができる、そのところが一番のポイントですので、その用地交渉のめどが立ちましたら正式決定したいというふうに考えております。

続きまして、予算、全体事業費ですけれども、これも議案質疑の時に申し上げましたけれども、20数億円という形を予定しております。

それから、期間ですけれども、これは南北道は3.5キロあるわけです。その3.5キロの大事な部分、特に国道126号から中央病院にかけて橋を造るわけです。J Rの上をまたぐ橋を造るわけです。こういったものの本当に大事なところは5年から10年かけてをめどにやっていきたいというふうに考えております。

それから、中央病院、消防等の打ち合わせですけれども、これは特にルート、どのルートがどうのこうのという打ち合わせはたびたび実施させていただきました。特に中央病院との話です。消防等につきましては、消防機関については特に具体的にはいたしておりません。

以上です。

○議長（鈴木正道） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（村上信乃） ただいまお褒めにあずかりまして、50年間黒字経営して基幹病院としてよくやっていると、お褒めにあずかったんだと思ひまして感謝いたします。ご評

価に感謝いたします。

しかし、その中には多分今後もこの黒字が続くのかというご不安がおありのような意味も受け止めましたので、その点についてお答えさせていただきます。

確かに、今回の診療報酬、マイナス3.17%のマイナス改定は、過去最高のマイナス改定でありまして、ざっと試算しまして我が病院でも約3億円くらいの減収になると出ております。それをこれからこういう形が次々来るわけですが、これをちゃんとやっていけるのかということにつきましては、私はやっていけると思っております。

といいますのは、現在、今、入院患者さんがいっぱいなんですけれども、とにかく周りからたくさんの患者さんが押し寄せてきますので、在院日数を1日減らすだけで何億円か違うわけです。現在、うちの病院に30日以上長期入院している患者さんが30%以上いるわけです。そういう方々を、もううちの病院の治療が必要でなくなった方々はほかの施設に移っていただいて、いつも我が病院では必要な患者さんを診ると。現在、旭中央病院に行くとすぐ追い出されとかあるいは入院させてもらえないとかいろいろご不満がおありのようですけれども、これはすべて長期の入院患者さんが鬱滞しているために、適正な患者さんを適切に受けられないという体制があるわけです。

これを切り抜ける道はどういうことかといいますと、どういう方法があるかといいますと、近隣の病院では空床の病院がたくさん、民間病院はさておき自治体病院でもございます。それで、3月2日の議案質疑の中で市長がお話になったIHNのインテグレイテッド・ヘルスネットワーク、要するに経営統合ですね。自治体病院の経営統合というものを行われますと、我が病院で周りの自治体病院が経営統合して一体化しますと、職員の交流ができますし、患者さんもそこにぶっちゃけた話でいいまして、私どもの病院の分院なんだからそこへ行ってくださいという形で患者さんも行ってもらえると。そういう形で病棟の有効利用等々ができる時代が来ると思います。そうしてもらわないと、現在の我が病院の状況では、これ以上の患者さんの受け入れはできないし、在院日数も短縮できませんし、収入も上がりません。

そういう意味で、現在東総地域医療連絡協議会というのが行政を中心に、千葉県健康福祉部理事の亀井理事が中心になって堂本知事の命令一下やっているわけで、これが現に動いているわけで、これは私どもは期待しております。堂本知事も大変それを早い時期にやってほしいと望んでいるんじゃないかと思います。と申しますのは、亀井理事は厚生労働省からの出向でありますけれども、本来今年で帰るはずだったのを、厚生労働省に堂本知事が頼んでもう1年残すと。千葉県に残ってもらうことになったということは、この計画に対する県

の思い入れも相当強いものだと思います。

最近、この近隣の成東病院の医師不足、それから佐原病院の医師不足等々でますます我が病院の充実度が必要になってくるわけですが、そういう受け入れ態勢をするためにも単に我が病院だけではなくて、この近隣の病院とのネットワークづくりが不可欠であります。そういう形でこれから進んでいけば、我が病院はますますこの地域の基幹病院として発展するものと思っております。

さらに、しかし、現在もう一つ問題点は、周りからたくさん患者さんがいらしていただくのはありがたいんですけれども、現在の状況では職員がもうくたびれ果てている。はっきりいいますと看護師さんが足りなくなっています。ほとんどの看護師さんは20日ある公休を2日もとれていないんじゃないかと思います。平均しましても。そして時間外勤務をたくさんやって、何とか押し寄せる患者さんをこなしておりますが、これがさらに在院日数を減らすということになると、さらにもっと忙しくなってしまいます。この点につきましては、人員集めに狂奔しているわけですが、現在看護師さんが少ない。これはもうずっとなんです。諸橋先生の時代から看護師さん足りない、足りないと言っていて、私が6年前に病院長になったときも看護師さん足りないで来たわけですが、それでこの6年間に看護師さん50人増えています。それでも足りないというのは、それだけ医療の質が上がって看護が必要になっているわけです。そういうところにつきまして対策も講じていかなきゃならんと。

それで、先ほど市長がお話になった地元に看護師さんが残ってもらえるような木内議員の提案のそういう機会も、私どもとしても心から望んでいるところで、そういう形でも看護師さんに残ってもらうという形、さらに看護学校を何らかの形でもっと増やしていただくなり何なり考えなきゃいかんかと、そういう形にもなっております。

以上、そういう点が今後我が病院の問題点と基幹病院としての将来像ということで、ご理解いただきたいと思います。

それから、建物の老朽化についてご説明いたしますと、昭和57年に建築法が改正になって、それ以後の建築物は耐震強度があるわけですが、それ以後のものは耐震強度があるわけですが、それ以前のものはそういう基準になっておりません。

我が病院は、皆様方ご存じのように、次々と付け足し、付け足しと来まして、新しいところ、1号館、2号館、それから7号館の一部とかP E T棟、これは大丈夫ですが、それ以前の建物がすべて昭和57年以前に建てたものでございますので、耐震性がございません。パーセントでいいますと多分50%だと思います。

それで、国の方では法律上、国土交通省の何ていう法律でしたか、ちょっと名前をうっかりど忘れしましたがけれども、法律でこの5年以内にすべて耐震化しなきゃならんという法律が決められてしまったんです。しかし、耐震化しろといってもお金は出してくれるかといったら出してくれないで、勝手に変えろと言われて大変困っているわけですがけれども、しかし私どもの病院はいざ地震のときの基幹災害拠点病院、地震のときには最も中心で動かなきゃならない病院でありますので、これにつきましては何とかしなきゃならんということはかねがね思っておりまして、残りの50%の部分を何とかしようという形でマスタープラン、現在有料駐車場にしている玄関前のところを、あそこを2階建てにしないで今のまま1階のまま使っているのを、あそこに10階建てか12階建ての便利なものを作ろうという形で、今マスタープランづくりでやっているところであります。

そして、設計会社は一応入札で決まりまして、今後皆さん方のご意見も承りながら数年以内にあそこに今よりはもっと便利な形で、しかも免震構造の病院をつくる予定で現在鋭意取り組んでいるところでございます。

以上、ご質問にお答えいたしました。

○議長（鈴木正道） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） ちょっと答弁漏れがありますので。

まず、病院長の2番目の問題で基準をクリアできない建物の比率は約半分、50%あるということですが、その中で改築を必要とするもの、それから補強のみで足りるもの、その数字ですね。それからそれらの改築、補強の計画、改築につきましてはちょっとお伺いしましたので、あと補強計画ですか。

それから、市長の答弁の中で組織機構で、私は機構に関してどのような構想をお持ちかということで質問したわけですが、その構想が全然ございませんので、その辺。それから適正人員ですか。当然配置をする上で、これだけは必要だけどこれだけ余っているんだよと、そういう一つの基準があると思うんですよね。ですから、その辺の答弁をいただきたいと思います。

○議長（鈴木正道） 答弁漏れがあったようでございますので、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 機構の構想ということでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、現在のところ合併をした直後でいろいろな事務の重複等がございまして、目いっばいな形で動いているというような段階でございまして、今のところどのくらいの人員で済むの

か、こういった形にしたらいいかという、しっかりとした数も構想もまだつかめておりません。これから十分検討をさせていただいて、そしてできるだけ市民に負担の軽いような形のものにしていきたい、そのように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木正道） 病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） 補強工事の件につきまして、私の方からご説明を申し上げたいと存じます。

この点につきましては、先日、景山議員の質問の際にもお答えを申し上げたところですが、耐震基準を満たしていない部分、約50%近くございますけれども、補強工事の施工について専門家のご意見を伺いましたところ、医療法上の施設基準でありますとか、消防法等の規定によりまして、壁、天井、床、設備等々、1棟ごとに全面改修が必要になってしまうと。例えば壁の場合、開口部分、大きな壁の部分にバツェンのような補強をするというふうな形になってまいりまして、実際病室としてもう使えなくなってしまうということが想定されます。

そのようなこともございますし、そういった全面改修を行いますと、例えば経費について考えますと、新築するのと実はほぼ同等の金額がかかってしまうということがございます。それから、工事中におきます入院患者様の病室も用意しなくては行けないと。それから検査部門でありますとか、手術室等の仮設建物も別途確保しなくては行けないというようなさまざまな難点が想定されますことから、どうもあまり現実的ではないという結論になりまして、こういった部分につきましても補強ということではなくて、建て直すということが現実的な選択肢であるというふうな結論を得たわけでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、再質問します。

まず、公共工事の問題でございますが、1番目の廃材の処理につきましては理解いたしました。

しかし、2番目の問題です。実は具体的に申し上げますと、今、遊正線というんですか、と場のわき干潟へ向かった新設道路、あの中で一部というより今改修工事をしていますね。その土ですか、これが広域農道を越えた旧干潟町の地先の個人の土地に埋められているわけですが、今土が貴重な中で公有財産ですよ。それが個人的に流用されていいものかどうか。

先ほど課長は、これは個人には使わせないと、あくまでも公共で利用するんだという話でございしますが、公有財産を無断で勝手に、ましてこういう財政難のときに、そのように個人的にやるということは言語道断だと思います。それについて課長なり何なりご答弁いただきたいと思います。

○議長（鈴木正道） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 公共工事の発生土、谷丁場遊正線のことだと思います。個人の土地へという話がありました。これは谷丁場遊正線と元干潟町1級5号がつながっているわけです。あそこは大規模農道で区切られているわけですね。1級5号線の用地交渉の時にその土をという話があったわけです。発生土があれば自分の用地は提供するけれども、埋め立てをしてもらえないかという話があったわけです。その当時、もし発生すればいいよという約束をしたわけです。今の谷丁場遊正線の用地交渉が終わりまして、具体的に工事をやる時に発生土が出たわけです。具体的に申しますと、道路をつくる部分の表土の20センチ部分なんですけれども、それを発生土として約束のところに運んだというものでございます。

先ほど個人には利用いたしませんと申しましたけれども、これは原則論であって、用地交渉の段階で約束でしたもので、今回の場合には埋め立てをしましたというものでございます。

○議長（鈴木正道） 高橋議員、いいですか。

高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、再質問いたします。

まず、ただいまの土砂の問題ですが、それであればまず契約書をお示ししていただきたいと思います。

それからあと、中央病院の問題でございます。中央病院の問題につきまして、病院長の答弁でございしますと、これからも経営的には十分やっていけると。そういう中で、これからいろいろな中で経営統合という話が出ておりますが、経営統合となりますと果たして今の病院の場所でいいのかどうか。当然のこととしてこれからやはりアクセスもかなり変わるわけですね。それから地域医療の絡みもだいぶ出てきます。そういう中で経営を含めた今度はあそこにあくまでも固執した病院を建てるんじゃなく、将来を見渡した中、見通した中での建設を含めた将来像ですね。

それからあと、耐震による改築計画でございしますが、約半分が極端に言えば改築しなければならぬ。そういう中で今アクセス道路の建設、計画されていますが、それと含めた中で

果たしていいのか。それからアクセス道路でございますが、事前説明は全くやっていない、個々にやっているということでございますが、個々にやっているのであれば、どのぐらいのコンセンサスを得ているのか。特にあの地域は網戸地区ですか。旧住民のいるところですね。そういう中で果たして銭、金で解決が付くのか。やはり旧住民というのは、地域のつながりの中で、金銭面では追いつかない部分があるかと思います。ちょっとそういう中で説明が甘いんじゃないかと思うわけですね。

それから、概算路線ですが、あの予定しております道路でございますと何戸くらい立ち退きをしていかなければならないのか。遊正線、たったあれだけの農地に木を植えてあったものを片付けてもらうだけでも何年もかかっているわけですね。それから見ますと、かなりの今後用地買収等において難しい問題が出ると思うわけでございます。そういう中で概算路線の中で何戸ぐらい移転が伴うのか。

それからまた、概算予算の問題でございますが、果たして20数億円でできるのか。それと同時に、中央病院の将来、また現在の病院の患者、その辺の絡みから見て、警察の東では大正道路のかなり東側へいってしまうという問題が出るわけです。そんな中で果たしてそれがアクセス道路になるのかどうか。

それから、完成に要する年月は5年から10年ということでございますが、行政の場合は担当が代わるとなかなか遅々として進まない。民間企業であれば、これは企業の命がかかった中で、生き残りをかけた中で短期間に仕上げる。そしてそのためには専任の職員、行政であれば特命課長なんかを作ってやっていかなければならないと思うわけでございますが、そういう中でその考えはどうなのか、お尋ねします。

それから、行政改革の問題でございますが、まず組織機構につきまして1年過ぎた中で、だいぶ職員の皆さん方の話を聞きますといろいろな問題が出ております。問題が出ている中でもうそろそろやらなければ、やはり鉄は熱いうちに打てじゃありませんが、今のうちにやらないとこれがこのままいっちゃうわけです。特にこういう議会を見ても、これだけの高級官僚の皆さんがいるわけですよ。これを例えば部制とか何とかにすれば、何人もいなくて済むわけですね。この1日の経費、これは大変だと思うんですよ。やはりその辺は市長執行者としてなぜ合併したのか、その辺を十分念頭に置いた中で、これは当然課長の、部制でも何でもとればこれは痛みを伴うわけですね。これは痛みを伴わなければ、この行財政改革はできないわけです。その辺を認識に置いた中でいつごろまでに機構改革を含めてどうしていくか、ひとつご答弁をいただきたいと思います。

また、適正な人員配置でございますが、私らからの目線で見れば、例えば公用車の運転士、今まで首長の運転士が4人いたのが今度は1人になったと。また、議会事務局も旧町であれば2人で済んだわけですね。それが、議員がそんなに変わらない中で、見渡しても今やはり7人いるわけです。ただ、私らから見れば多いけれども、これは首が切られないからいいですよ。ですから、ただ上乗せしてあると。やはりそういう中で何人必要かは当然のこととして業務内容から把握してやっていくのが本当だと思うんですよ。ただ単に人がいるから、必要だから、そのまま配分しておけじゃなくて、本当は何人だよと。しかし、現状ではそれを減らすことができないから上乗せしておきますと。そうでないと、今度はこれが既定の事実になっちゃうわけですね。何にしたって行財政改革は全くできないんですよ。今のうちにやはりどういうふうにするか、これが必要だと思います。

そういう中でひとつご答弁いただきたいと思います。

○議長（鈴木正道） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） それでは、行政改革の面でお答えをさせていただきますけれども、今の行政改革のアクションプランを作らせていただいております。これができましたら、このアクションプランに沿って5年間の計画でそういった削減等もしていくわけであります。きちんと各課でどのくらいの人員がいるのかという把握をするには、現状ではまだ1市3町の時からの事務の重複の部分があったり何かで、きちんとしたものが把握できませんものですから、もう少しお時間をいただいて、できるだけ早い段階で、アクションプランが作れるわけですから、間もなくそういった数も出していきたい。人員削減等についても、数の上でこういった形でこれからの行政改革を進めていきたい、そのような一つの目標を立てながら進めていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木正道） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（村上信乃） 新しい場所に移って、新しく作り直したらどうかと。それは大変いい話なので、お金さえあればやりたいんですけども、その方がすっきりした最も理想的な病院がつくれますけれども、しかしこれはもうちょっと現実的ではございません。と申しますのは、先ほど申しました残りの半分のところは使えるわけで、さらにそれ以外とにかく私どもの病院は医者が全員病院構内に住んでいるというわけで、職員宿舎を完備しております。それも全部院内にあるというからこそ意味があるわけで、それもそれらの建物は

ほとんどが耐震構造の中にありますので、引っ越す必要がございません。新しいところに行きますともう1回作り直さなきゃなりません。かなり無駄になりますので、現在のところに行っていていかなるを得ないと思っております。

○議長（鈴木正道） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 谷丁場遊正線の発生土の関係なんですが、契約書を示してという話がありました。契約書はございません。これはなぜかといいますと、その当時、本当に出るかどうかわかりませんので、契約書は結んでありません。ただ、その当時の約束は、今我々の担当者にも引き継ぎは受けております。契約というのは、別に書類じゃなくても約束ですので、口頭でも約束です。これも契約です。それを我々は適切に守りたかったということであります。

それから、アクセス道関係で何点かありました。網戸区民のコンセンサスはどのくらい得ているのかという具体的な話ということですが、あくまでも売ってくださいとか、ここを通りますとかという具体的な話はしていませんので、どうですかという具体的な話を聞いておりません。また聞くつもりもありませんでした。ただ、いろいろな意見を聞いていることは事実です。

それから、何戸ぐらい立ち退きかと申しますと、これは今交差点の設計をやっているところです。設計をやっているところですので、具体的には今明らかにできません。

それから、予算というか、全体事業費は本当に20数億円でできるのかということなんですけれども、今まちづくり交付金だとか、合併特例債だとかという手続きをというか、計画を出しております。ですから、その中で今概算で20数億円という数字を出しておりますので、本当にそうなのかといいますと、結果的にはまだ分かりませんが、あくまでも計画上是20数億円と言うしか、今のところの答弁となります。

それから、5年から10年ということなんですけれども、これも国の補助金の関係、国の起債の関係で、あくまでもそこで頑張るといふことの意気込みなんです。ですので、私は大事なところ、特に金のかかるところはそういう財源、国の財源を使いたいということで5年から10年と申し上げました。

それから、特命課長の話は、これは私が述べるべきではないと思うんですが、これは中でもいろいろあるんです。建設課はこれからアクセス道をつくるから大勢にしようやとか、あと県から呼ぼうやとかいろいろな話がありました。ありましたんですけれども、やはりこれは相手は地権者ですので、誠意を持ってあたる、誠意を持ってあたる人間がど

れだけいるかということが早く道路ができると、これだと私は思っております。

以上です。

○議長（鈴木正道） 高橋利彦議員、どうぞ。

○21番（高橋利彦） これは質問ではなく、言わせていただきます。

遊正線の今の現場、工事をやっているわけですが、もう干潟町はとっくにあれ買収が終わったわけなんです。もう何年も前に終わっているんですよ。そういう中で旧干潟町、合併するということが分かっている、担当者もそういう契約をするのか、そういう詭弁の答弁はこの席でしていただいては困ります。当然契約であれば行政、口頭などで契約をすることはございません。口頭でそういう契約をしていたら大変な問題ですよ。そういう課長、うその答弁はしないでください。いずれにしても、後でその契約書がありましたら出していただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木正道） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

◇ 平 野 浩

○議長（鈴木正道） 続いて、平野浩議員、ご登壇願います。

（14番 平野 浩 登壇）

○14番（平野 浩） 14番、平野浩です。

3月定例議会にあたり、一般質問をいたします。通告に従いまして質問をいたします。

1点目の飯岡駅北側地域の住環境整備でございますが、最初に地理的な点について申し上げますと、後草高生線4068号線を境といたしまして、東へ約1キロメートルほどと総堀線0204号線とJR総武本線との間の約13ヘクタール余りの地域でございます。

さて、財政問題に触れますけれども、国の経済もようやく回復の兆しが見られて、地方にも緩やかではありますが、その影響が今後とも見込まれるものと思われま。平成18年度は三位一体改革の総仕上げの年度で、4兆円規模の補助金の削減や3兆円規模の財源の移譲を行ってきております。

旭市の平成18年度当初予算においても、国の地方財政計画等を参考に編成され、自主財源の根幹である市税についても増加が見込まれているようでありますが、平成18年度は固定資産税の評価替えの年でもあり、固定資産税の減額が見込まれます。

それと、人口でございますが、平成17年度国勢調査速報値においても、前回調査の平成12

年度の国勢調査による人口を下回っております。今後、少子・高齢化社会が続く中で、医療と福祉の里、食の里、交流の里づくりにうたわれている事業を通して、旭市に住みたいと言われるようにするべきと強く思うものでございます。

今後の市民税、地方交付税にも影響が及ぶものと思われる少子・高齢化社会のこのような状況下で、旭市においても自主財源の確保の観点から、安心して安全で快適な生活が営める住環境の整備が喫緊の課題と思われます。予算編成方針にあるように事業の緊急性、投資効果を考え、事業の推進を図らなければならないと思われます。

そこで、飯岡駅北側の道路整備についてでございますが、飯岡駅北側については後草406号線が通り、この路線については嚶鳴小学校校区の通学路として利用されているところですが、住宅地の通勤路としても使用されています。この路線は幅員が狭く、交通量も多いことから、非常に危険な状況になっています。子どもたちの交通安全の観点から、この路線の整備計画をまずお尋ねしたいと思います。

それと、先ほども申し上げましたが、狭い幅員のため路線を拡幅し、歩道を整備し、子どもたちが安心して安全に通学できる路線にしていきたいと思います。

2点目は、旭市庁舎等の省エネルギー対策について質問させていただきます。

財政の削減並びに効率環境改善に資するものと思います。京都議定書が発効して1年が経過し、地球温暖化対策の記事等が新聞紙上でとみに多くなっています。地球温暖化対策として二酸化炭素排出量の削減が、1999年発効の省エネ法第8条で規定されています。市町村に対する温室効果ガス排出の抑制等のため、実行計画の策定や実施に対する公表を義務づけたものでありますので、そのために電気や燃料などエネルギー使用料の削減が求められています。実際の電気料金は幾らになるのでしょうか、お伺いいたします。

電気料金は基本料金と使用料金になっています。国の二酸化炭素の削減の指針として、使用料の1%ずつを削減し続ける必要があります。他の燃料についても同様のことが言えます。計画どおり削減できれば、旭市財政の効率的運用に大きく資することができます。毎年1%の削減の目標達成には具体的にどのように施策されるか伺います。

また、環境ISO14001の認証取得はいつごろを考えているのでしょうか、伺いたいと思います。

次に、3点目の海上中学校通学区域についてでございますが、平成19年4月から海上中学校が移転開校するわけですが、海上中学校の建設には合併特例債が充てられています。合併特例債についてはいろいろな要件があり、学区の問題もあると思います。

そこで、海上中学校が開校した時点で、江ヶ崎地区及び琴田地区の学区についてお尋ねいたします。

旭二中が市内でもマンモス校でこの解消策として、またこの地域の生徒は通学のため国道を横断するわけで、交通安全上の問題から、生徒が安心して安全に通学できることから、江ヶ崎、琴田地区及び海上地区に隣接する地域の生徒を開校と併せて海上中に通学させてはいかかだと思います。所見を伺いたいと思います。

以上、3点ほど申し上げました。再質問は自席で行います。

○議長（鈴木正道） 平野浩議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 飯岡駅北側地域の住環境整備向上のため4064号等の道路整備をすべきではないかというご質問にお答え申し上げます。

市内の道路整備につきましては、これは何回も申し上げてしまいますけれども、危険性だとかあと不便さ、それから利用頻度、整備後の費用対効果、それから地域のバランス、あとは拡幅の用地の確保の状況など総合的に考慮しまして優先順位を決めて整備させていただいております。

本路線につきましては、整備の必要性を感じております。しかし今の市に要望のある路線は278路線あるわけです。認定道路は1,100キロあるわけなんです。こういった現状の中で、今後どういうふうに整備したらいいのかということの計画を作ります。ですので、その計画の中で検討させていただきたいと、こう思います。

以上です。

○議長（鈴木正道） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、庁舎等のエネルギー対策についてお答えいたします。

庁舎内での省エネの取り組みといたしましては、昼休みは必要な箇所を除き消灯を心がけております。また、冷房中の室温は28度を目安、また暖房中の室温は19度を目安に設定し、職員に対しては適切な服装を心がけるなど奨励し、電気や冷暖房用燃料の使用料の削減に努めているところでございます。

それと、2点目のISO10024ですか、これの認証取得の関係でございしますが、現段階では取得について考えておりません。

以上です。

○議長（鈴木正道） 学校教育課長。

○**学校教育課長（多田清司）** それでは、海上中学校の通学区域ということでお答えさせていただきます。

海上中学校は、基本的には旧海上町を通学区域としております。先ほども木内議員のご質問にお答えしました。さらに市長からの答弁もございましたように、合併したばかりで直ちに学区編成では、かえって保護者や地域の不安を仰ぐだけではないかと思われます。消極的かもしれませんが、学区の再編は長期的に時間をかけてじっくり取り組む必要があるのではないかというふうに考えております。

現在は、区域外就学の制度を非常に弾力的に運用しておりますので、しかるべき理由があれば希望する学校で就学することができるようになっておりますので、どうぞご理解いただきたいと思います。

以上です。

○**議長（鈴木正道）** 総務課長。

○**総務課長（増田雅男）** すみません。答弁漏れがありました。電気料の関係。

それでは、合併後、昨年17年7月から12月までこの半年間についてお答えいたします。

まず、電気料です。本庁471万4,799円、それから海上支所261万936円、それから飯岡支所258万4,326円、それから干潟支所212万5,372円、合計で1,203万5,433円。

それから、冷暖房用の燃料の関係です。やはりこれも昨年の7月から12月分です。まず本庁109万4,400円、それから海上支所93万5,130円、それから飯岡支所24万9,900円、それから干潟支所47万2,500円。飯岡支所の金額につきまして少ないのは、これは暖房だけの金額でございます。

それと、先ほどの環境の認証取得ですが、番号を私は間違えました。14001でした。どうも失礼しました。

以上です。

○**議長（鈴木正道）** 平野浩議員。

○**14番（平野 浩）** それでは、1点目の住環境整備の再質問から進めさせていただきます。

この地域につきましては、旧海上時代に10年間に14度、先輩議員方の努力の中でいろいろお骨折りをいただきまして、この地域のあらゆる問題につきまして討議がなされております。もちろん、通学区域、通学道路の問題もありますし、投資的効果もあるし、また優良宅地としても位置づけられる等々、それと市税の問題もでございます。あらゆる件に関して質疑がされているところでございまして、この1点のみでございませぬので、そういった言うならば

発展する地域でもございますし、それが新旭市にとっても大きにプラスになると、そのように考えての皆さんの今までの質疑でございました。

それと、この地域約13ヘクタールの面積を要しておりますけれども、4061号より4067号線までの幅員についてご説明を、報告をしていただきたいと思います。これについてはいかに幅員が狭いかということが皆さん承知できると思いますので、お願いをいたしたいと思います。行政とこういうことについて認識を共有することも必要ではないかなと、そのように思っております。

次に、庁舎等のエネルギー対策についての中で、電気料を単純に3町の庁舎で半年で1,200万円、1年間でそうしますと2,400万円、そのほかにも各施設等がございますけれども、この基本料金と使用料金でございますので、これが1,200万円でございます。その1%ということであれば12万円ということで少なくともはなりますけれども、これは要するに庁舎のみの金額でございますので、少なくなるような印象を持たれていると思いますけれども、実際は相当な金額になると思います。これを5年間にしまして考えますと相当な金額になり、いろいろ財源的な不足を来している中で、有効な財源の利用ができるのではないかと、そのように思っております。

続きまして、3点目の通学区域の問題でございますけれども、学区の変更はないと、先ほど課長より木内欽市議員の質問の中にございましたけれども、これは16年2月28日ですか、合併協議会53号で調整方針により学区については現行どおりとしますが、市・町境の地域については弾力的に運用し、必要に応じて通学区域の見直しを行うとこのようにされており、また海上中学建設の教室の方針の中でも、基本設計においても生徒数に応じて、生徒数が多くなってもその対応ができるように教室の確保をするとそのようになっておりましたので、規則として出ておりますけれども、この規則を曲げるということは条例の中であるわけですが、もともと琴田江ヶ崎地区は元嚶鳴ということで、昔から歴史的、文化的な行事といたしますか、そういうのはいまだに一体となってやっているようなことで、市長が当時は問題ないというようなことで、最近は行かされるという、そういったような意識が出ている方々がいるということでございますけれども、合併特例債の関係もあるということで、仮に一緒になった場合には合併特例債の増減があるのかなのか、その辺も含めてお尋ねをしたいと思います。

それと、通学区域は恐らく教育委員会より対象家庭に対しまして、通学の連絡がいくと思いますけれども、その文書においてもはっきりした内容のものでないと、ある程度柔軟性を

持たせるといっても、なかなかそれは判断に迷うことでもございますので、その点も教育の自由化ではありませんけれども、少しでもよい教育環境の中で勉強をさせてやりたいという考えの中で皆さんいると思いますので、そういったこともありますので、はっきりした文書内容で示す必要があるのではないのかなと、そのように思っておりますので、あらかじめ早くその辺の区域の周知徹底を図っていただきたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 平野浩議員の再質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） それでは、通学区域の問題でご答弁を申し上げたいと思います。

海上中学ができて、非常にいい環境の学校が整備をされるわけであります。そういった意味で旧旭市の江ヶ崎あるいは琴田の皆さん方、そこへ希望をして行ってくれるということであれば、これはもう大いに結構なことで、大いにそういったことは進めさせていただきたい、そのように考えますけれども、それを行政の方からここへ行けという形をとりますと、今の段階では少しまずいのではないのか、そのように考えますので、住民の皆さん方の意思に任せたい。そして教育委員会の方も先ほどの答弁の中で、柔軟に対応するというお話を申し上げているわけですから、そういった形でぜひご理解をいただきたいと思います。

私自身、個人的に考えましても、すべての校舎が新しくなるわけですし、しかも江ヶ崎から琴田の皆さん方からすればあの総堀の道路を通っていけば、ほとんど危険なところもない、そういった非常にいい環境にあるわけですし、そんな意味では慌てないで、住民の皆さん方の意思に任せれば自然にそこへ行くんじゃないのか、そういう期待を持っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木正道） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 先ほど道路幅員の関係のご質問がございました。

406号、これは3.6メートル、2間道路でございます。3.6メートルなんですが、これは境界はできております。それから4061、これから海上中学校に向けての通学路として整備するところであります。4068は、これは16年度に整備したはずです。ですので、4068は西の縦の線、これから整備する4061は東の縦の線、議員が質問で言われているのは4065の中の線、東西線なんでしょうけれども、これはとにかく3.6メートルですので、できれば4メートル以上で、恐らく先ほどの説明の中で通学路としても交通量も多い、地域の発展にもという話で

すから、これはU字溝はぜひ設置したい。そうしますと4.5から5.5と、だんだんやるときは
広げてやりたいなというふうに考えています。

以上です。

○議長（鈴木正道） 財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 合併特例債についてお答えいたします。

海上中学校の合併特例債はもう許可を受けておりますので、今後の事情で変わることはござい
ません。

以上です。

○議長（鈴木正道） いいですか。

○14番（平野 浩） それでは、一般質問を終わります。

以上です。

○議長（鈴木正道） 平野浩議員の一般質問を終わります。

以上で本日予定いたしました一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時31分

○議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（鈴木正道） 本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

追加のありました議案は、議案第46号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定に
ついての1議案であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 配布漏れないものと認めます。

おはかりいたします。議案第46号を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議

ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 議案上程

○議長（鈴木正道） 追加日程第1、議案上程。

議案第46号の1議案を上程いたします。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（鈴木正道） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 本日、議案1件を追加提案し、ご審議いただくことといたしました。

提案いたしました議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第46号は、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、合併協議に基づき、不均一課税を行っていた介護保険の料率等を平成18年度から統一すること並びに介護保険法及び地方税法などの一部改正に基づき所要の改正をするものであります。

以上、追加提案いたしました案件の趣旨をご説明いたしました。

詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えしますので、よろしくご審議のうえ、ご賛同くださるようお願い申し上げます。

○議長（鈴木正道） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 議案の補足説明

○議長（鈴木正道） 追加日程第3、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第46号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 横山秀喜 登壇）

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 議案第46号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

それでは、表紙を1枚めくってください。

第3条は、保険料率を改正するもので、合併協議に基づき平成17年度は、旧市町の保険料率でありましたものを、18年度から第3期介護保険事業計画に基づき統一するものです。

介護保険施行令の改正に伴い、所得段階が今までの第2段階を二つに分けたため、第5段階から第6段階へ改正になったことによりまして、基準額は今までの第3段階から第4段階へと変わります。基準額は4号でお示しのとおり年額3万5,400円で、月額では2,950円となります。1号及び2号は基準額の0.5倍で1万7,700円、3号は0.75倍で2万6,550円、5号は1.25倍で4万4,250円、6号は1.5倍で5万3,100円となります。

基準額は、第3期介護保険事業計画で見込んだ3年間の給付費見込額の第1号被保険者の負担割合である19%分を、所得段階を考慮した第1号被保険者全体で負担するというものです。

また、その負担割合も改正され、第2期までは18%であったものが、第3期からは19%と1%増え、その分第2号被保険者の負担割合が32%から31%に減りました。第1号被保険者の負担する基準額は、旭市では理論上3,298円になりましたが、3年間で準備基金を1億8,650万円取り崩すこととし2,950円といたしました。

合併前の保険料は異なっていましたので、旧1市3町の加重平均と比較しますと14.7%の増となります。参考までに県が取りまとめました2月時点の調査では、千葉県内では3,984円から2,364円の間で検討されております。3,500円以上が56市町村中31市町村、3,000円から3,500円未満が14市町村、3,000円未満が11市町村という状況です。

次に、第4条第1項は、普通徴収に係る納期を旧市町ごとの納期を定めた別表を削除し、新たに8期とし定めるものです。

第4条第3項の改正は、誤りを修正するものです。

第5条、次のページになりますが、及び第6条の改正は基準額を定めた所得段階が変更

なったための文言の整理です。

第18条は、罰則規定ですが、そこで加える「法第33条の3第1項後段」とは、法改正で要支援の区分が2段階に改正されたためのものです。

次に、「改正附則第3条第1項に定める日」とは、新予防給付の開始をいつまで実施しないかを条例で定めるもので、旭市では新予防給付を19年4月1日より開始したい旨を定めたものです。

続きまして、附則ですが、第1条は施行期日を定めるものです。

第2条は、経過措置を定めたものです。

附則第3条は、新条例第3条で保険料率を定めていますが、第4段階と第5段階のもので、18年度分及び19年度に限り、当該年度の地方税法の規定による市町村民税が課税されていないものとした場合の所得段階と比較し、上昇する者に対し新条例第3条の規定にかかわらず激変緩和措置を実施するための規定であります。具体的には、第4段階に該当する者の保険料率は1.0倍ですが、税制改正がなかった場合、例えば第2段階に当たるものが第4段階になるというケースでは、新条例第3条の規定である1.0倍ではなく、18年度は0.66倍、19年度は0.83倍とし、計画の最終年度である20年度に本来の保険料率である1.0倍にするという激変緩和を行う旨の附則の制定であります。

以上で議案第46号の補足説明を終わります。

○議長（鈴木正道） 議案の補足説明は終わりました。

◎追加日程第4 議案質疑

○議長（鈴木正道） 追加日程第4、議案質疑。

議案第46号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

以上で議案の質疑を終わります。

◎追加日程第5 常任委員会議案付託

○議長（鈴木正道） 追加日程第5、常任委員会議案付託。

これより議案を付託いたします。

文教福祉常任委員会に、議案第46号の1議案を付託いたします。

付託いたしました議案は、3月16日午後5時までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（鈴木正道） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は20日定刻より開会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

散会 午後 2時41分